

集団災害等発生時における 関係機関の基本連携計画

平成 1 5 年 3 月

明石市災害・救急医療専門委員会

はじめに

平成13年7月21日の「明石市民夏まつり事故」では11名の方がお亡くなりになり、多数の方々が負傷されました。

明石市においては、二度とこのような事故を繰り返さないため、「明石市民夏まつり事故調査委員会」からの報告書の提言を踏まえ、防災安全の徹底を図り、安全安心のまちづくりの一層の推進を図ることから、防災安全推進本部などの組織を新たに設置し、全庁的な取り組み体制を整備されています。

この「災害・救急医療専門委員会」は、各機関の連絡体制や初動対応のあり方を検討するために設置されたものであり、万が一災害が発生した場合において、初動体制における各関係機関相互の情報伝達や役割分担・活動の連携等について、どのような枠組みや手続きにより協議・調整するのかといった、災害・救急医療体制のあり方とその充実方策を現状の体制を勘案しながら議論してきました。

この計画は、地震等の広域災害対応ではなく、多数傷病者が発生した集団災害、テロ事件等、主に局所的に発生した事故や災害、更に感染症患者発生時を対象に、市の災害対策本部の設置以前における関係機関の緊急連絡体制及び現場における効果的な連携並びに大規模イベントの開催に伴う事前対応についてとりまとめたものです。

今後は、この連携計画に基づき、各機関において詳細な計画やマニュアルを作成することとしています。

災害・救急医療専門委員会

代 表 日 下 孝 明

目次

計画の趣旨	1
第1章 関係機関の事務	2
第2章 連絡体制の整備・初動体制等の整備	6
第1節 大規模イベントにおける事前対応計画	6
第2節 集団災害発生時の基本連携計画	9
第3節 テロ事件時の基本連携計画	13
第4節 感染症患者発生時の基本連携計画	18
第5節 連携フロー図	20
第3章 主要な関係機関連絡先一覧表	25

(参考資料)

資料1 明石市内におけるヘリコプター離発着の適地	29
資料2 炭疽菌等の汚染のおそれのある場合の対応について (平成13年11月16日 科発第509号)	30
資料3 感染症の定義・類型表	57
資料4 本計画策定に際して参考とした計画等	58

(委員会開催経緯・委員会名簿) 59

本報告書の取り扱いについて

今後は、本計画に基づき訓練を行いながら検証を行い、適宜見直しを図っていきます。

計画の趣旨

1 計画の目的

この計画は、地震等の広域災害対応ではなく、局所的な災害等によって多数傷病者の発生若しくは発生が予測される場合に、明石市災害対策本部の設置以前における明石市消防本部、兵庫県明石警察署（以下「明石警察署」という。）、明石市医師会（以下「医師会」という。）、市内医療機関（以下「医療機関」という。）、兵庫県明石健康福祉事務所（以下「県明石健康福祉事務所」という。）、明石市総務部防災安全課（以下「防災安全課」という。）及び明石市健康福祉部健康推進課（以下「健康推進課」という。）相互の緊急連絡体制と連携方策を確立することにより、被害の未然防止又は軽減を図ることを目的とする。

2 計画の対象

- (1) 大規模イベントにおける事前対応
- (2) 多数傷病者の発生した事案時（以下「集団災害発生時」という。）
- (3) テロ事件時
- (4) 感染症の予防及び患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号、以下「感染症予防法」という。）に規定する第1類、第2類、3類、指定感染症及び新感染症患者（以下「感染症患者」という。）発生時

3 計画の運用開始

平成15年4月1日から開始し、変更のあった場合は逐次改正をする。

第1章 関係機関の事務

明石市消防本部、明石警察署、医師会、医療機関、県明石健康福祉事務所、防災安全課及び健康推進課（以下「関係機関」という。）は、主として次に掲げる事務又は業務を処理する。

1 大規模イベントにおける事前対応

機関名	業務内容
明石市消防本部	① 自主警備計画書の確認に関する事 ② イベントの規模等に応じた消防警備計画の策定に関する事 ③ 近隣消防本部への情報提供に関する事 ④ 医師会及び医療機関への情報提供に関する事 ⑤ 明石警察署との情報共有に関する事 ⑥ 防災安全課との連携に関する事 ⑦ 火災予防面の検証に関する事 ⑧ その他、消防の任務に関する事
明石警察署	① 自主警備計画書の確認に関する事 ② イベントの規模等に応じた警察警備計画の策定に関する事 ③ 安全対策における指導、助言等に関する事 ④ 明石市消防本部との情報共有に関する事 ⑤ その他、警察の任務に関する事
医師会・医療機関	① イベントの規模等に応じた医師会、医療機関相互の緊急連絡体制の策定に関する事 ② 医療機関への情報提供に関する事 ③ イベント会場救護所への医師、看護師等の派遣に関する事 ④ 医療機関の調整、取りまとめに関する事
県明石健康福祉事務所	食品販売、食品提供等における衛生指導に関する事
防災安全課	① 明石市が関連するイベントの総合的な検証に関する事 ② 明石市消防本部、明石警察署、医師会等との連絡、調整に関する事
健康推進課	医師会との連携に関する事

2 集団災害発生時の対応

機関名	業務内容
明石市消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ① 救助、救急及び消防活動に関する事 ② 避難、誘導に関する事 ③ 警戒区域の設定に関する事 ④ 応急救護所の設置に関する事 ⑤ 情報収集、広報活動に関する事 ⑥ 応援協定に基づく応援要請に関する事 ⑦ 明石警察署との連携、調整に関する事 ⑧ 防災安全課等の市関連機関への連絡に関する事 ⑨ 医師会、医療機関への連絡に関する事 ⑩ その他、消防活動全般に関する事
明石警察署	<ul style="list-style-type: none"> ① 救出、救助活動に関する事 ② 避難、誘導に関する事 ③ 警戒区域の設定に関する事 ④ 情報収集、広報活動に関する事 ⑤ 交通規制、緊急車両通行路の確保等、交通対策全般に関する事 ⑥ 応援要請に関する事 ⑦ 治安の維持に関する事 ⑧ 明石市消防本部との連携、調整に関する事 ⑨ その他、警察活動全般に関する事
医師会・医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ① 医療機関との連絡、調整に関する事 ② 明石市消防本部との連絡、調整に関する事 ③ 救護所への医師等の派遣に関する事 ④ 県明石健康福祉事務所、健康推進課との連携に関する事 ⑤ 明石市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づく、救助班の出動に関する事 ⑥ その他、医療、救護に関する事
県明石健康福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ① 兵庫県加古川健康福祉事務所（以下「県加古川健康福祉事務所」という。）、兵庫県県民生活部健康局（以下「県健康局」という。）との連絡、調整に関する事 ② 医師会、健康推進課との連携に関する事 ③ 生活衛生対策に関する事 ④ その他、健康対策に関する事

防災安全課	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害対策本部設置に伴う事前対応に関すること ② 明石市消防本部、明石警察署等からの情報収集に関すること ③ 庁内関係部課との連絡調整に関すること ④ 関係機関への連絡、通報に関すること
健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> ① 救護所の設置、救護所への保健師等の派遣に関すること ② 医師会、県明石健康福祉事務所との連携に関すること

3 テロ事件時の対応

機関名	業務内容
明石市消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ① 救助、救急及び消防活動に関すること ② 避難、誘導に関すること ③ 警戒区域の設定に関すること ④ 応急救護所の設置に関すること ⑤ 情報収集、広報活動に関すること ⑥ 物質の収集に関すること ⑦ 応援協定に基づく応援要請に関すること ⑧ 明石警察署との連携、調整に関すること ⑨ 防災安全課等の市関連機関への連絡に関すること ⑩ 医師会、医療機関への連絡に関すること ⑪ その他、消防活動全般に関すること
明石警察署	<ul style="list-style-type: none"> ① 救出、救助活動に関すること ② 避難、誘導に関すること ③ 警戒区域の設定に関すること ④ 情報の収集、広報活動に関すること ⑤ 物質の収集、分析に関すること ⑥ 応援要請に関すること ⑦ 治安の維持に関すること ⑧ 明石市消防本部との連携、調整に関すること ⑨ その他、警察活動全般に関すること
医師会・医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ① 医療機関との連絡、調整に関すること ② 明石市消防本部との連絡、調整に関すること ③ 救護所への医師、看護師等の派遣に関すること ④ 県明石健康福祉事務所、健康推進課との連携に関すること ⑤ その他、医療、救護に関すること

県明石健康福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ① 県加古川健康福祉事務所、県健康局への連絡、調整に関すること ② 指定医療機関の確保に関すること ③ 2次感染の予防に関すること ④ 物質の収集、分析に関すること ⑤ 関係者の健康診査に関すること ⑥ 医師会、健康推進課との連携に関すること ⑦ その他、健康対策に関すること
防災安全課	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害対策本部設置に伴う事前対応に関すること ② 明石市消防本部、明石警察署等からの情報収集に関すること ③ 庁内関係部課との連絡調整に関すること ④ 関係機関への連絡、通報に関すること
健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> ① 救護所の設置、救護所への保健師等の派遣に関すること ② 医師会、県明石健康福祉事務所との連携に関すること

4 感染症患者発生時の対応

機関名	業務内容
明石市消防本部	救急活動に関すること
医師会・医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ① 医療機関への入院に関すること ② 県明石健康福祉事務所、健康推進課との連携に関すること
県明石健康福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ① 県加古川健康福祉事務所、県健康局等への連絡に関すること ② 指定医療機関の確保及び感染症患者の入院に関すること ③ 感染症の予防に関すること ④ 生活衛生、消毒に関すること ⑤ 医師会、健康推進課との連携に関すること ⑥ その他、健康対策に関すること
防災安全課	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害対策本部設置に伴う事前対応に関すること ② 明石市消防本部等からの情報収集に関すること ③ 庁内関係部課との連絡調整に関すること
健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> ① 感染症の予防に関すること ② 医師会、県明石健康福祉事務所との連携に関すること

第2章 連絡体制・初動体制等の整備

第1節 大規模イベントにおける事前対応計画

主催者、委託を受けた警備会社等（以下「主催者等」という。）が、関係機関へ事前に相談や協議に来た場合の対応については、次のことに留意するものとする。

なお、この計画における大規模イベントは、来場者数が1日あたり概ね1万人以上を対象とするが、イベントの開催場所、来場対象者等から安全の確保について、事前に何らかの対応が必要であると推測される場合は、この限りではない。

1 共通事項

- (1) 主催者等に危機管理や安全管理の重要性を十分に認識させること。
- (2) 各機関の業務範囲のみならず、可能な範囲について次のことが反映されているか確認をすること。
 - ア イベント全体の計画を掌握しているか。
 - イ 来場者数等から検証して、会場の大きさは適切か。
 - ウ イベント会場の実査と調査（最寄りの駅からの経路、駅の乗降能力、会場周辺の生活衛生等）が行われているか。
 - エ 行事シミュレーションと危険予測がなされているか。
 - オ 予測される危険に対する対策がなされているか。
 - カ 自主警備計画が策定されているか。
 - キ 緊急案件発生時の連絡体制がなされているか。
 - ク 主催者等、警察、消防その他必要な関係機関と協議や連携がなされているか。
 - ケ 必要な申請、届出等がなされているか。
 - コ 重要な情報が各機関相互に共有されているか。
 - サ 当直医療機関、近隣の医療機関を把握しているか。
 - シ イベント会場救護所が設置されているか。
 - ス 人や車の導線が確保されているか。

2 明石市消防本部、明石警察署、防災安全課、医師会及び医療機関

イベントの規模、内容等により、医療機関の事前対応、イベント会場救護所への医師派遣等が必要であると判断した場合には、情報を共有するとともに、医療、救護体制について協議を行うこと。

3 明石市消防本部

- (1) 傷病者が発生した場合における救護体制、救急体制等、主に傷病者対応

- に関する検証を行い、イベントの規模等に応じた消防警備計画を策定すること。
- (2) 多数傷病者の発生が予想される場合には、近隣消防本部に情報提供をするとともに、傷病者収容医療機関の確保のため、医師会及びイベント開催の近隣医療機関にも情報を提供すること。
 - (3) イベント開催前に医療機関の傷病者収容可能人数を把握し、イベント会場に配備している救急隊、指揮者等に連絡をすること。
 - (4) イベント開催中において、雑踏事故等の発生のおそれがあるとの通報や推測できる場合には、現場確認の職員を急行させること。
 - (5) 露店、花火等で火気を使用する場合には、火災予防の見地から検証を行うこと。
 - (6) イベントが屋内において開催される場合は、収容人員、避難経路、火気使用などの防火管理面について検証を行うこと。

4 明石警察署

- (1) 雑踏警備対策については、主催者等に対する指導、助言を積極的に行うこと。
- (2) 実地踏査において、事件、事故等の原因となる事象の発見に努め、危険防止等の措置をとること。
- (3) 主催者等に自主警備の重要性と事前協議・連携の重要性を十分に認識させること。
- (4) 公共の安全と秩序の維持を図るため、事前の詳細な調査と検討により、適切な警察警備計画を策定すること。

5 医師会

- (1) 明石市消防本部、主催者等から情報提供や協議があった場合は、イベント開催の近隣医療機関、救急告示病院等に情報提供を行うとともに、必要に応じ、地域防災計画に基づく救助班に対し、待機指示をすること。
- (2) イベントの規模等により必要に応じて事務局待機をし、緊急時に備えること。
- (3) 主催者等から医師をイベント会場救護所へ派遣して欲しいとの依頼があった場合には、イベントの規模、内容等により判断し、必要に応じて医師の派遣を行うこと。

6 医療機関

- (1) 明石市消防本部、医師会、主催者等から情報提供があった場合には、必要に応じ、医師、看護師、スタッフ等の緊急参集計画を策定すること。
- (2) 主催者等から医師をイベント会場救護所へ派遣して欲しいとの依頼が直接医療機関にあった場合には、医師会に連絡するとともに、イベントの規模、内容等により判断し、可能な範囲において医師の派遣を行うこと。

7 防災安全課

- (1) 明石市主催あるいは明石市が関連するイベントについては、総合的な安全対策面を検証すること。
- (2) 明石市消防本部、明石警察署、医師会等との連絡、調整を行うこと。

8 健康推進課

医師会及び医療機関の事前体制が必要な大規模イベントについては、医師会と連携を図ること。

9 県明石健康福祉事務所

食品を提供する場合には、臨時出店届、営業許可申請等の処理及び全般的な食品衛生指導を行うこと。

(大規模イベント当日の救急、救護体制基本モデル)

イ ベ ン ト 会 場

救護所
(医師)



- 1 関係機関が救護所及び医師の待機が必要であると判断した場合は、主催者等に指示、指導をし、医師や看護師（保健師）を待機させること。
- 2 明石市消防本部は、指揮者及び適切な場所に救急自動車を待機させること。

(主な役割)

- ・医療機関における最新の受入状況を把握する。
- ・救急自動車の出動経路を確保する。

第2節 集団災害発生時の基本連携計画

集団災害が発生した場合における警察や消防への通報から、傷病者を医療機関に搬送する過程における対応については、関係機関は次のことに留意するものとする。

1 明石警察署及び明石市消防本部

- (1) 110番又は119番通報の内容から判断して集団災害であることが疑われる場合には、通報を受けた明石警察署又は明石市消防本部は相互にその内容について連絡を行うこと。
- (2) 災害に応じた部隊等を出動させること。
- (3) 現場に到着した明石警察署及び明石市消防本部は、活動及び連携の便宜を勘案の上、原則的には隣接して現場指揮所を設置するとともに、ライフライン機関等の関係機関を踏まえた**現地調整所**を設置し、協議、連携、役割分担、情報の共用等を行うこと。
- (4) 現地調整所の設置及び運用
 - ア 設置目的
集団災害、テロ事件等の発生時、初動措置に従事する現地関係機関等の円滑な連携を確保するため、当該関係機関の現地代表者が対応を調整する場を設置する。
 - イ 設置場所
設置の迅速性及び現場活動との一体性を考慮し、発生現場の直近に設置することを原則とする。
 - ウ 参加機関
明石警察署、明石市消防本部等の集団災害、テロ対策に関する活動に従事する全ての機関
 - エ 主な役割
 - ① 現地関係機関等が有する情報の共有
 - ② 現地措置の実施に係る役割分担の調整
 - ③ 現地における被害状況等の広報の調整
 - オ 運営方法
参加機関から代表者（指揮権限を有する者又はその代理者）を派遣し、相互に協力して運営にあたるものとする。
 - カ その他
傷病者等のプライバシーに十分配慮すること。

2 明石市消防本部

- (1) 連絡体制
 - ア 通報の内容から判断して、集団災害であることが疑われる場合には、

防災安全課に連絡をすること。

イ 通報の内容から判断して、傷病者が多数と推測できる場合には、非常順次通報装置、一斉ファックス等により医師会及び医療機関へ連絡し、受入可能人数、診療科目等を迅速に取りまとめること。

ウ 救助、救急活動等が明石市消防本部のみで対応が困難であると推測される場合には、非常招集計画により職員を参集させるとともに、時機を逸せず応援協定に基づき、県防災ヘリコプターを考慮した応援要請を求めること。

（「ヘリコプターの離発着適地」は資料1参照）

エ 傷病者が多数で市内の医療機関のみでは対応が困難と予測される場合には、近隣消防本部管轄の医療機関における受入体制の確保及び受入可能人数等の情報を提供してもらうこと。

(2) 活動体制

ア 人命の救出、救護を最優先とすること。

イ 二次災害防止の措置を講じること。

ウ 情報は逐次、明石市消防本部通信指令室（以下「通信指令室」という。）に連絡するとともに、時機を逸せず応援要請をすること。

(3) 応急救護所の設置に伴うトリアージ及び救急搬送体制

ア 応急救護所を設置するとともに、医療行為及び詳細なトリアージを実施する必要がある場合には、発災場所、傷病者数等を考慮しつつ、傷病者の収容等に伴う混雑の予想されない医療機関に医師の現場派遣を要請すること。

イ 搬送医療機関の選定については、診療科目、受入可能人数等から総合的に判断し、一箇所に集中することなく、傷病者の状況、程度等により、適切な医療機関に搬送をすること。

ウ 救急自動車の不足等により、迅速に傷病者の搬送ができない場合には、軽症者においては、明石市消防本部の緊急作業車等の救急自動車以外の車両による搬送を図るとともに、明石警察署に警察車両での搬送を要請すること。

エ 近隣消防本部からの応援救急隊が医療機関に搬送する場合に、医療機関所在地の不認知等により、明石市消防本部の隊員の同乗を求められた場合には迅速に対応すること。

オ 応急救護所における個人のプライバシーに十分配慮すること。

3 明石警察署

(1) 連絡体制

通報の内容から判断して、救出、救助活動等が明石警察署のみで対応が困難であると推測される場合には、時機を逸せず兵庫県警察本部（以下「県警本部」という。）へ応援要請を求めること。

(2) 活動体制

- ア 人命の救出、救助を最優先とすること。
- イ 二次災害防止の措置を講じること。
- ウ 災害現場情報は逐次、県警本部に連絡するとともに、時機を逸せず応援要請をすること。
- エ 交通規制、緊急車両通行路の確保に努めること。

(3) 医師搬送の協力

明石市消防本部の緊急車両の不足等により、明石市消防本部から警察車両での医師搬送の要請があった場合には、可能な範囲において協力をする

こと。

(4) 傷病者搬送の協力

救急自動車の不足等により、明石市消防本部から警察車両での傷病者搬送の要請があった場合には、可能な範囲において協力をする

こと。

4 医師会

- (1) 明石警察署、明石市消防本部等から傷病者多数（推測を含む。）との連絡を受けた場合は、役員の招集、医療機関への傷病者受入の協力依頼をすること。
- (2) 明石市消防本部から救護所への医師派遣要請があった場合には、派遣医師を決定し派遣させ、救急隊等と連携を図りながらトリアージ、医療の提供等に従事させること。
- (3) 災害の状況に応じ、災害対策本部設置にかかわらず、地域防災計画に基づく救助班に出動を司令すること。
- (4) その他、県明石健康福祉事務所、健康推進課と連携し、相互に協力体制を図ること。

5 医療機関

- (1) 明石市消防本部、医師会等から傷病者多数（推測を含む。）との連絡を受けた場合は、医師、スタッフ等を招集するとともに、受入可能人数を明石市消防本部に連絡をすること。
- (2) 傷病者の受入人数の増減については、逐次、明石市消防本部に連絡をすること。
- (3) 情報を待つのではなく、積極的に明石市消防本部等から情報収集を図り、適切な体制を確保するように努めること。
- (4) 明石市消防本部又は医師会から救護所への医師派遣要請があった場合には、できる限り要請に応じること。

6 防災安全課

- (1) 明石警察署、明石市消防本部等から傷病者多数（推測を含む。）との連絡を受けた場合は、関係部課に連絡をするとともに、職員の非常招集を行う

など庁内体制の整備を行うこと。

- (2) 情報を収集するとともに、災害対策本部の設置に向けた調整を行うこと。

7 健康推進課

- (1) 明石警察署、明石市消防本部等から傷病者多数（推測を含む。）との連絡を受けた場合は、医師会へ連絡するとともに、医師会と協力し、医療機関の確保に努めること。
- (2) 災害の状況に応じ、明石市消防本部から救護所の設置要請があった場合には、迅速に対応すること。
- (3) その他、医師会、県明石健康福祉事務所と連携し、相互に協力体制を図ること。

8 県明石健康福祉事務所

- (1) 公衆衛生対策が必要な場合は、県加古川健康福祉事務所、県健康局医療課等に連絡をすること。
- (2) 明石市消防本部等からの要請、若しくは情報収集した結果から、更に医療活動が不足していると判断した場合は、県健康局医療課に救護班の派遣を要請すること。
- (3) その他、医師会、健康推進課と連携し、相互に協力体制を図ること。

第3節 テロ事件時の基本連携計画

関係機関のテロ事件の対処方法、相互の情報伝達及び共有体制、役割分担、活動の連携方策については、次のことに留意するものとする。

ただし、テロ事件の態様を事前に想定し、詳細な計画を策定することは不可能なため、連携や活動は状況に応じ、臨機に対応する必要がある。

また、炭疽菌関連の詳細については、資料2「炭疽菌等の汚染のおそれのある場合の対応について」（平成13年11月16日付、科発第509号）を参考とすること。

1 明石警察署及び明石市消防本部

(1) 現場における初動体制

ア 現場に到着した明石警察署及び明石市消防本部は、活動及び連携の便宜を勘案の上、隣接して現場指揮所を設置するとともに、それぞれの情報から合理的に判断して、直ちに立入禁止区域等を設定すること。

イ 立入り禁止区域等は、その後の変化に応じて随時必要な見直しを行うこと。

ウ 現場に到着した明石警察署及び明石市消防本部並びに関係機関は対応策等に関する協議、連携、役割分担、情報の共有等を行う現地調整所を設置するとともに、互いに連携して活動を実施すること。

エ 明石警察署及び明石市消防本部は、関係機関との連携の下に、傷病者の救助、一次除染及び救急搬送を最優先としつつ、物質の検知及び情報収集活動を併行して実施すること。

(2) 現地調整所の設置及び運用

第2章第2節「集団災害発生時の基本連携計画」1の(4)「現地調整所の設置及び運用」に準じること。

2 明石市消防本部

(1) 出動隊

ア 通報の内容から、テロ対応に必要な資機材を有する部隊を出動させること。

イ 明石市消防本部で対応が不可能な場合は、神戸市消防局の特殊化学災害隊（ハズマツ隊）に応援要請をすること。

(2) 連絡体制

ア テロ事件であることが疑われる通報を受信した場合は、明石警察署と相互にその内容について連絡調整を行うこと。

イ テロ事件であることが疑われる通報を受信した場合は、防災安全課に連絡をすること。

ウ テロ事件と判明した場合若しくはその可能性が高い場合には、県明石

健康福祉事務所に連絡をするとともに、県がテロ対応指定医療機関に指定している兵庫県立成人病センター及び兵庫県立加古川病院に傷病者受入の依頼をすること。

エ 通報の内容から判断して、傷病者が多数の場合には、非常順次通報装置、一斉ファックス等により医師会及び医療機関へ連絡し、受入可能人数、科目等を迅速に取りまとめること。

(3) 現場指揮所と通信指令室の連携

ア 現場指揮所と通信指令室は、被害状況、傷病者の状況、除染状況等の情報（以下「テロ災害情報」という。）を共有すること。

イ 通信指令室は、現場指揮所からの活動情報、各種要請、問い合わせに迅速に対応すること。

ウ 通信指令室は、現場指揮所に必要な情報や助言を逐次行うこと。

(4) 応急救護所の設置に伴うトリアージ体制

ア 現場において医療行為及び詳細なトリアージの必要があると判断した場合は、医師の派遣要請をすること。

イ 迅速に適切な医療行為ができるよう傷病者の状況、推定できる診察科目等を逐次、医師会及び医療機関に連絡をすること。

3 明石警察署

(1) 出動隊

通報の内容から、テロ対応に必要な資機材を有する部隊を出動させること。

(2) 連絡体制

ア テロ事件であることが疑われる通報を受信した場合は、明石市消防本部と相互にその内容について連絡調整を行うこと。

イ テロ事件と判明した場合若しくはその可能性が高い場合には、県警本部に応援要請をすること。

(3) 現場指揮所と県警本部の連携

県警本部と現場指揮所は、テロ災害情報を共有すること。

4 医師会・医療機関

(1) 明石警察署、明石市消防本部等からテロ事件（推測を含む。）との連絡を受けた医師会は、役員の招集、医療機関への傷病者受入等の協力依頼をすること。

(2) 明石市消防本部、医師会等から連絡を受けた医療機関は、テロに使用された物質に対応できる医師、スタッフ等の招集及び医療機材、薬剤等を調達するとともに、受入可能人数を明石市消防本部に連絡をすること。

(3) 傷病者の受入人数の増減については、逐次、明石市消防本部に連絡をすること。

(4) その他、県明石健康福祉事務所、健康推進課と連携し、相互に協力体制

を図ること。

5 防災安全課

- (1) 明石警察署、明石市消防本部等からテロ事件（推測を含む。）との連絡を受けた場合は、関係部課に連絡をするとともに、職員の非常招集を行うなど庁内体制の整備を行うこと。
- (2) 情報を収集するとともに、災害対策本部の設置について調整を行うこと。

6 健康推進課

- (1) 明石警察署、明石市消防本部等からテロ事件（推測を含む。）との連絡を受けた場合は、医師会と協力し、医療機関の確保に努めること。
- (2) その他、医師会、県明石健康福祉事務所と連携し、相互に協力体制を図ること。

7 県明石健康福祉事務所

- (1) 明石警察署等からテロ事件（推測を含む。）との連絡を受けた場合は、県健康局医療課へ連絡のうえ、職員が現場に出向き、状況把握及び情報収集を図ること。
- (2) 明石市消防本部等から医療機関の確保要請があった場合は、県加古川健康福祉事務所、県立成人病センター等と調整をし、迅速に医療機関の確保に努めること。
- (3) その他、医師会、健康推進課と連携し、相互に協力体制を図ること。

8 関係機関による日本中毒情報センターからの情報収集

傷病者の医療処置方法等が明確でない場合においては、医師会、傷病者収容医療機関等の機関は、必要に応じて(財)日本中毒情報センターから疑われる物質名、その毒性並びに治療情報その他参考となる情報を受信するとともに、当該中毒センター情報を全ての関係機関へ迅速に提供をすること。

(参考)「財団法人日本中毒情報センター」について

<http://www.j-poison-ic.or.jp/homepage.nsf>

中毒110番（ダイヤルQ2） 0990-50-2499（24時間）

医療機関専用有料電話 0727-26-9923（24時間）

- 1 設 立 昭和61年 厚生大臣認可
- 2 所 在 地 茨城県つくば市・大阪府吹田市
- 3 事業概要 化学物質の成分によって起こる急性中毒について、広く一般国民に対する啓発、情報提供を行い、日本国の医療の向上を図る。
 - ・中毒防止に関する講演会の開催等の啓発教育活動

- ・中毒情報の問い合わせに対する回答（ダイヤルQ2による有料）
- ・中毒症例の収集と解析、中毒に関する統計の作成

9 原因物質の特定における連携

(1) 原因物質の特定

ア 鑑定

化学テロ及び生物テロの原因物質の特定については、基本的にテロ現場に臨場した警察官が検体を採取し、県警本部の鑑定機関に搬送してこれを実施すること。

イ 現場における簡易検知

警察の鑑定機関における物質特定には、一定の時間を要するため、県警本部、明石市消防本部（応援消防部隊を含む。）が保有する検知資機材を用いて、可能な限りテロ現場における簡易検知を試みることに。

(2) 原因物質の特定にあたっての情報交換

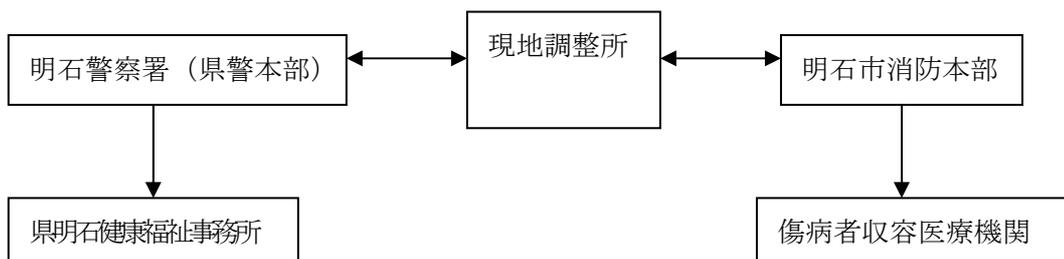
ア 特定のための情報集約

原因物質を一刻でも早く特定するためには、テロ現場、傷病者、原因物質等に関連する情報を迅速に鑑定を行う県警本部に集約して、鑑定作業の参考にする必要があり、関係機関は次の要領で情報連絡を実施すること。

- ① 明石市消防本部は、テロ現場における情報（犯人や傷病者の行動、発言、被害状況等）、傷病者の搬送時における症状及び現場での簡易検知の結果を、明石警察署（県警本部を含む。）に情報提供をすること。
- ② 傷病者を収容した医療機関は、傷病者の臨床的所見について県警本部に連絡をすること。
- ③ 県明石健康福祉事務所（県加古川健康福祉事務所、県健康局医療課等を含む。）は、傷病者を収容した医療機関を通じて、傷病者の血液、吐しゃ物等の検体を入手した場合、兵庫県立健康科学研究センター等に照会をし、検査・分析を行うこと。その結果については、原因物質の特定に資するよう県警本部、傷病者収容医療機関に対して情報提供をすること。

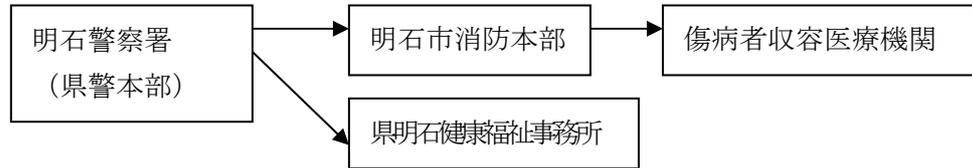
イ 原因物質の特定前における情報伝達

原因物質の鑑定中であっても、明石警察署（県警本部）、明石市消防本部等による簡易検知の結果が出ている場合には、傷病者の医療処置の参考にするため、傷病者収容医療機関に情報伝達をすること。



ウ 原因物質の特定がなされた後の情報伝達

原因物質が県警本部等における鑑定によって特定された場合、これを迅速に傷病者収容医療機関に伝達し、適切な医療処置を開始する必要があるため、関係機関は次の要領で情報伝達をすること。



第4節 感染症患者発生時の基本連携計画

新たな感染症の出現、既知の感染症の再興、国際交流の進展等に伴い、感染症は今なお脅威を与えていることから、関係機関は、感染症患者の人権に配慮しつつ、感染症患者発生時における正確な情報把握、2次感染防止及び適切な医療機関への搬送体制について、次のことに留意するものとする。

(感染症の類型は資料3参照)

1 明石市消防本部

- (1) 救急要請により出動し、傷病者の状況、聴き取り内容等から感染症患者と疑われる場合は、県明石健康福祉事務所に連絡し、対応方法等について指示を仰ぐこと。
- (2) 搬送は原則として感染症指定医療機関に搬送すること。また、転院搬送要請により出動した場合は、傷病名を聴取し、感染症患者（疑いを含む。）の場合は、県明石健康福祉事務所に連絡済みであるか確認をすること。
- (3) 感染症患者が多数の場合は、防災安全課及び明石警察署に連絡をすること。
- (4) 感染症患者のプライバシーが損なわれることのないよう努めること。

感染症における指定医療機関（兵庫県感染症予防計画より抜粋）

特定感染症指定医療機関（新感染症の所見がある者及び第1、2種感染症が対象）

医療機関名	病床数	
市立泉佐野病院	2床	
第1種感染症指定医療機関		
医療機関名	病床数	
神戸市立中央市民病院	2床	
第2種感染症指定医療機関		
二次保健医療圏	医療機関名	病床数
神戸	神戸市立中央市民病院	8床
東播磨	加古川市民病院	6床
北播磨	市立加西病院	6床
中播磨	姫路赤十字病院	6床
西播磨	赤穂市民病院	4床
但馬	公立豊岡病院	4床
	公立八鹿病院	4床
丹波	柏原赤十字病院	4床
淡路	県立淡路病院	4床

2 医師会・医療機関

- (1) 診察により、感染症患者と判明した場合には、県明石健康福祉事務所、県加古川健康福祉事務所等に連絡し、対応方法等について指示を仰ぐこと。
- (2) 状況により、感染症患者を市内の医療機関に収容せざるを得ない場合には、良質で適切な医療の提供に努めること。
- (3) 二次感染防止の措置を講ずること。
- (4) 感染症患者の人権が損なわれることのないよう努めること。
- (5) その他、県明石健康福祉事務所、健康推進課と連携し、相互に協力体制を図ること。

3 防災安全課

感染症患者が多数の場合には、情報を収集するとともに、災害対策本部の設置について調整を行うこと。

4 健康推進課

- (1) 県明石健康福祉事務所から消毒の指示があった場合には、明石市環境部と連携し、指示、指導に基づき、迅速に消毒を実施すること。
- (2) その他、医師会、県明石健康福祉事務所と連携し、相互に協力体制を図ること。

5 県明石健康福祉事務所

- (1) 医療機関から感染症患者が発生したとの連絡を受けたときは、県健康局医療課、県加古川健康福祉事務所等に連絡するとともに、速やかに指定医療機関に受入の要請をし、当該医療機関に受入の可否状況を返信すること。
- (2) 感染症患者を搬送した救急隊等に対し、消毒、健康診断、二次感染防止の措置等、必要な指示や指導を行うこと。
- (3) 明石市が消毒薬等の資材確保が困難な場合は、感染症対策の薬剤等を明石市に提供をすること。
- (4) その他、医師会、健康推進課と連携し、相互に協力体制を図ること。

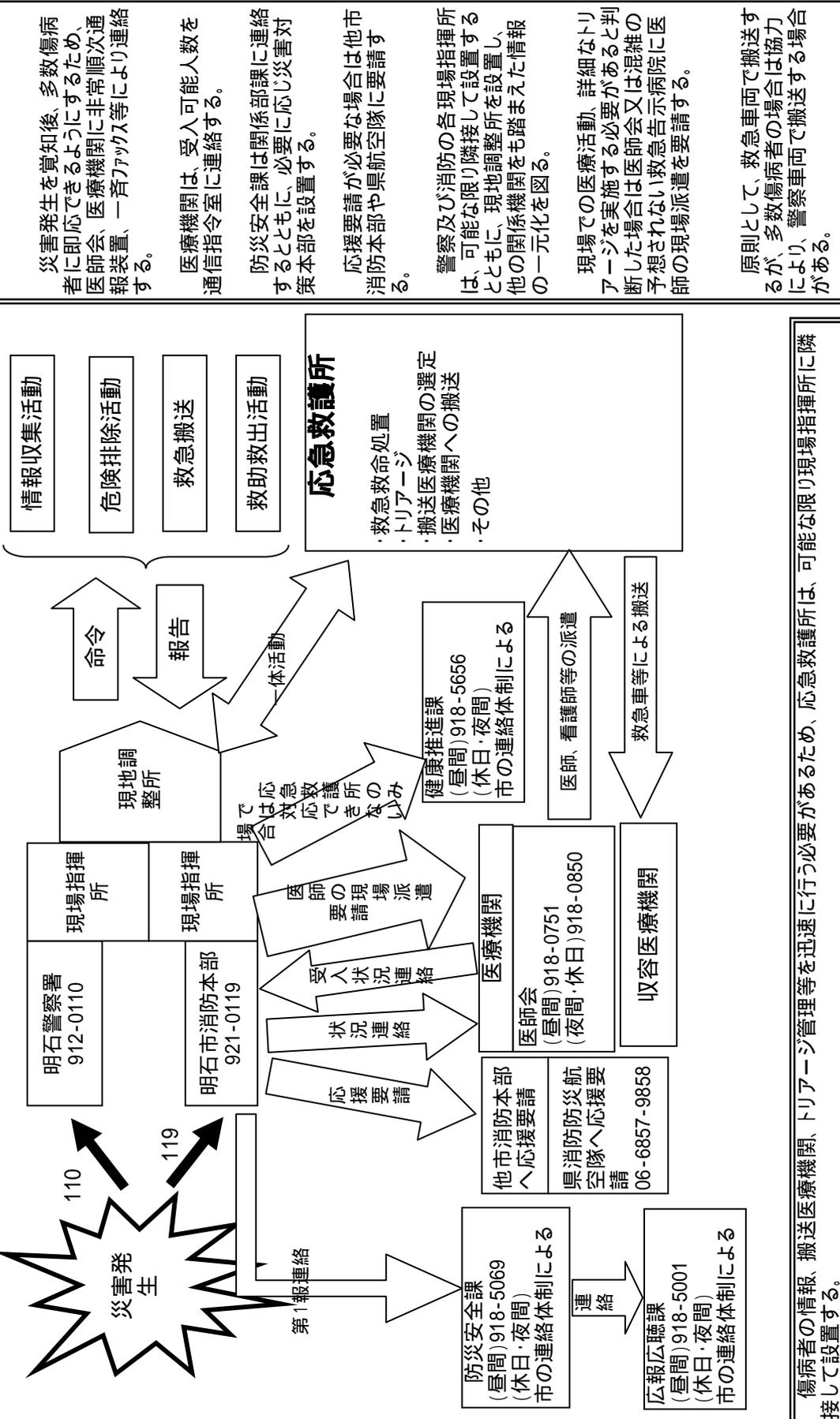
(参考) 消毒について

- ・ 関係者の理解を得ながら実施し、個人の権利に配慮しつつ、必要最小限とすること。
- ・ 管理者、所有者等に消毒などの措置を指示する場合は、当該措置を実施する旨及びその措置を実施すべき場所、物件、方法、期限等を書面により通知をすること。
- ・ 建物に係る消毒措置や交通の制限等を実施する場合は、当該措置を実施する旨及びその理由等の必要な事項を掲示すること。

第5節 連携フロー図

- 1 大規模イベントにおける事前対応フロー図
- 2 集団災害時の基本連携フロー図
- 3 テロ事件時の基本連携フロー図
- 4 感染症者発生時の基本連携フロー図

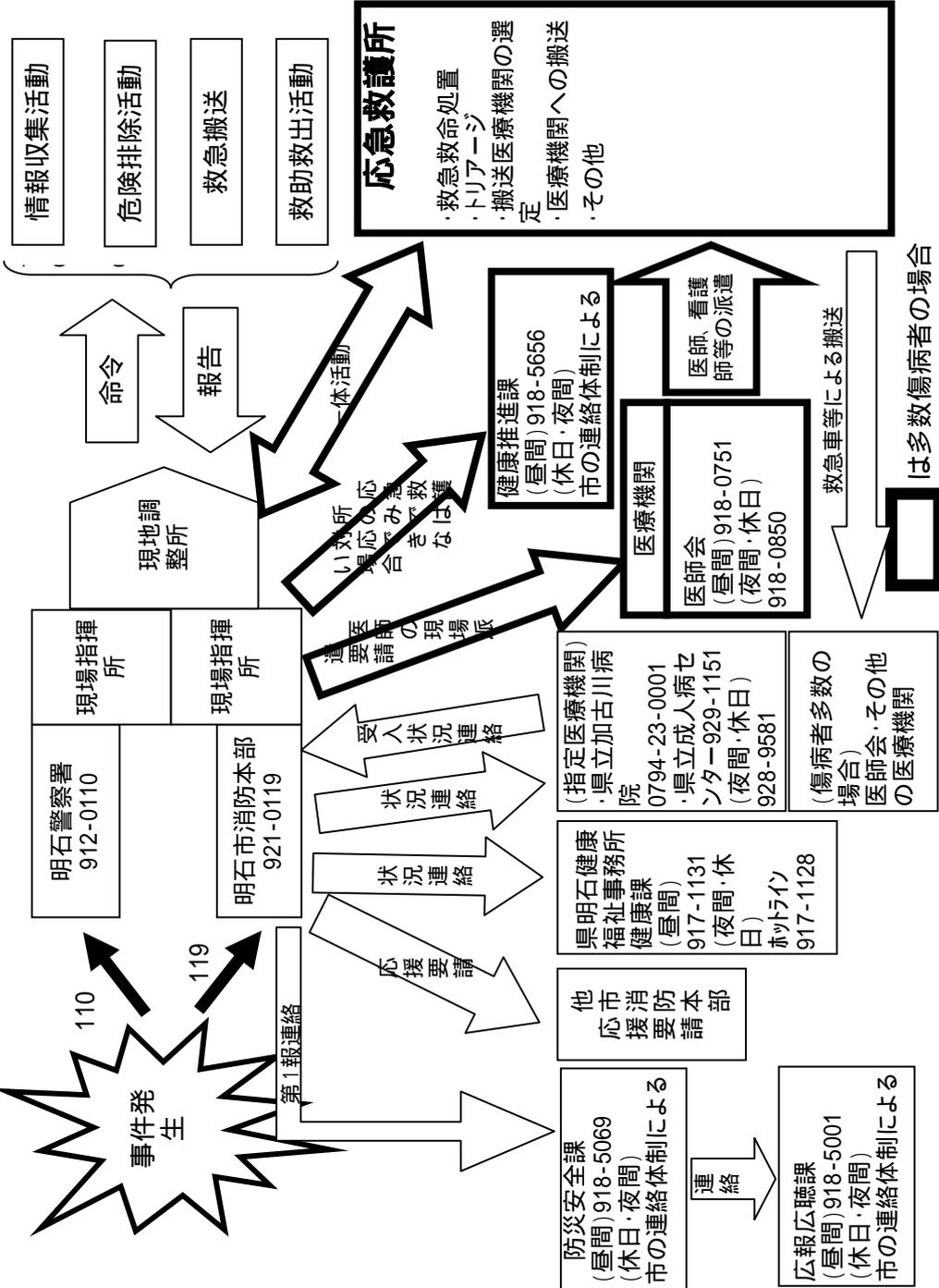
2 集団災害発生時の基本連携フロー図



傷病者の情報、搬送医療機関、トリアージ管理等を迅速に行う必要があるため、応急救護所は、可能な限り現場指揮所に隣接して設置する。

応急救護所のみでは対応できない場合に新たな救護所設置を要請する。

3 テロ事件時の基本連携フロー図



テロ事件を覚知後、指定医療機関へ連絡する。多数傷病者の場合は、医師会、その他の医療機関に非常順次通報装置、一斉ファックス等により連絡する。

医療機関は、受入可能人数を通信指令室に連絡する。

防災安全課は関係部課に連絡するとともに、必要に応じ災害対策本部を設置する。

応援要請が必要な場合は他市消防本部に応援要請を行う。

テロ事件に限らず、「感染症事件」「食中毒事件」「毒劇物事故」等、県立福祉事務所が所管している事件事故について連絡する。

現場での医療活動、詳細なトリージを実施する必要があると判断した場合は混雑の予想されない救急告示病院に医師の現場派遣を要請する。

警察及び消防の各現場指揮所は、可能な限り隣接して設置するとともに、現地調整所を設置し、他の関係機関をも踏まえた情報の一元化を図る。

傷病者の情報、搬送医療機関、トリージ管理等を迅速に行う必要があるため、応急救護所は、可能な限り現場指揮所に隣接して設置する。

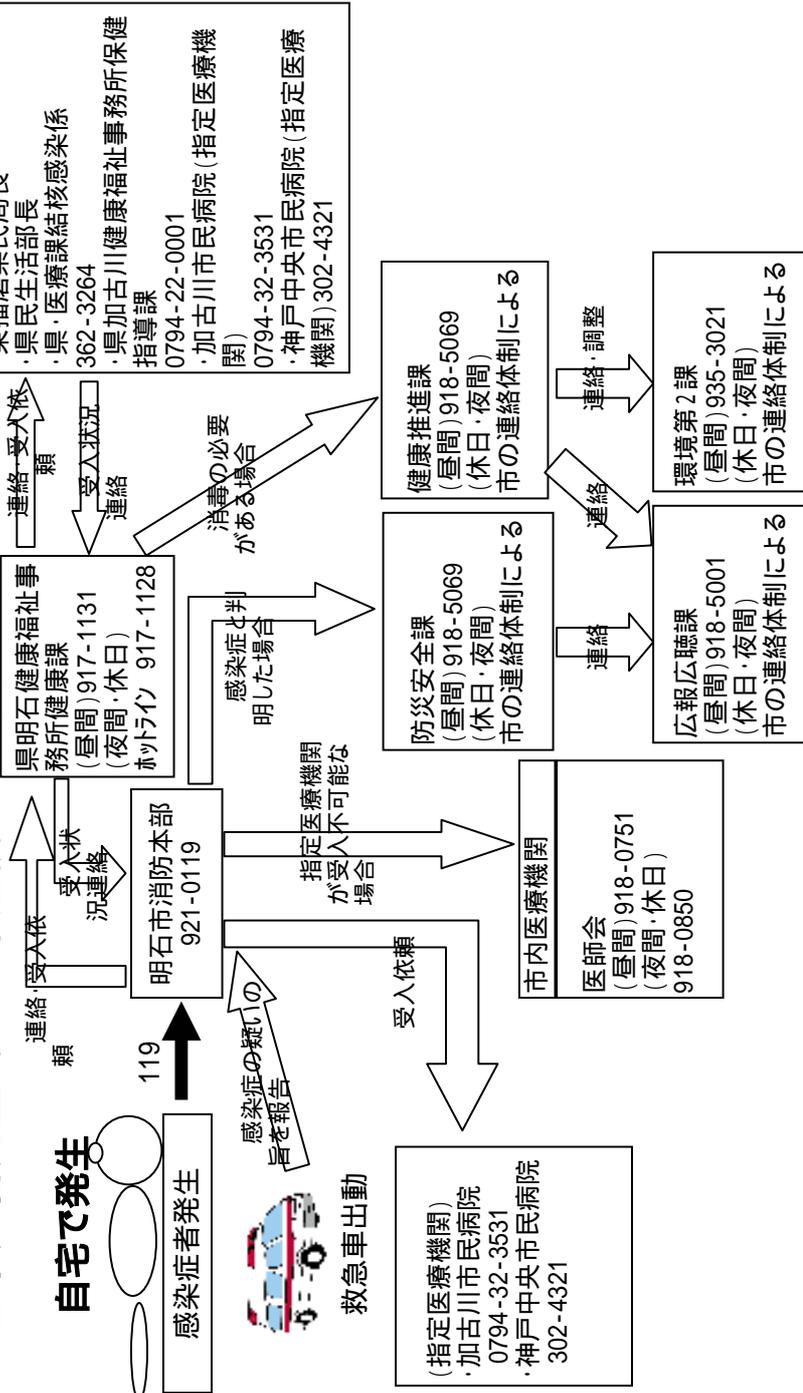
応急救護所

- ・救急救命処置
- ・トリージ
- ・搬送医療機関の選定
- ・医療機関への搬送
- ・その他

原則として、救急車両で搬送するが、多数傷病者の場合は協力により、警察車両で搬送する場合があります。

応急救護所のみでは対応できない場合に新たな救護所設置を要請する。

4 感染症発生時の基本連携フロー図



傷病者の状況、聴き取り内容等から感染症の疑いがある場合には、通信指令室に連絡する。

迅速な医療機関確保が必要と判断した場合は、指定医療機関に直接依頼を行う。

通信指令室は、県明石健康福祉事務所へ傷病者の状況報告、指定医療機関の確保等の依頼をする。

指定医療機関等に受入依頼をする。

受入の可否を連絡する。

受入の可否を連絡する。

指定医療機関が受入不可能な場合は、適切な市内医療機関を選定し受入依頼をする。また、医師会にも連絡する。

感染症予防法に規定する感染症と判明した場合は連絡する。

消毒が必要な場合に連絡する。

市環境第2課に連絡する。

医療機関からの転院搬送の場合

- 1 救急活動は、原則的には搬送の依頼があった医療機関の責任のもとに行うこと。
- 2 県明石健康福祉事務所等への連絡がなされているか確認すること。
- 3 その他必要な連絡等については、上記によること。

第3章 主要な関係機関連絡先一覧

機関名	課・係名・住所	就業時間	就業時間外	備考	イベント	大規模		テロ	感染症	その他
						東	西			
明石市消防本部	代表	078-921-0119	078-921-0119							
	警防課	078-918-5271	078-917-0119							
	防災安全課	078-918-5069	市の連絡系統による							
明石市総務部		078-922-0110	078-922-0110							
明石警察署		078-341-7441	078-341-7441							
兵庫県警察本部	災害対策課	078-918-5656	市の連絡系統による							
明石市健康福祉部	健康推進課	078-918-0751	078-918-0850							
明石市医師会	事務局	078-917-1127	078-917-1128	ホットライン						毒劇物
兵庫県明石健康福祉事務所	業務調整担当	078-917-1131	078-917-1128	ホットライン						
	健康課	078-917-1129	078-917-1128	ホットライン						食中毒
	衛生課	078-918-5001	市の連絡系統による							
明石市企画調整部	広報広聴課	078-918-3021	市の連絡系統による							消毒が必要な場合
明石市環境部	環境第2課	078-362-9822	078-362-9822							
兵庫県企画管理部防災局	消防課	06-6857-9858	06-6857-9858							
兵庫県防災航空隊	伊丹市下河原字牛食57	0794-21-9109	078-917-1128	ホットライン						毒劇物・食中毒
	県民生活部企画調整担当	0794-21-9024	078-917-1128	ホットライン						毒劇物・食中毒
	企画調整担当調整課	0794-21-9130	078-917-1128	ホットライン						毒劇物
兵庫県東播磨県民局	環境課									

機関名	課・係名・住所	就業時間	就業時間外	備考	イベント	大規模		テロ	感染症	その他
						東	西			
兵庫県加古川健康福祉事務所	保健指導課	0794-22-0001	078-917-1128	ホットライン						
	検査室	0794-22-0001	078-917-1128	ホットライン					食中毒	
	食品衛生課	0794-22-0001	078-917-1128	ホットライン					食中毒	
	薬務・生活衛生課	0794-22-0001	078-917-1128	ホットライン					毒劇物	
兵庫県民生活部健康局	医療課結核感染症係	078-362-3264	078-917-1128	ホットライン						
	生活衛生課食品衛生係	078-362-3257	078-917-1128	ホットライン					食中毒	
	薬務課監視指導係	078-362-3269	078-917-1128	ホットライン					毒劇物	
	輸入食品・検査検査センター	078-672-9651		事前に連絡必要					炭疽菌検査	
兵庫県立健康環境科学研究センター		078-511-6640								
(財)日本中毒情報センター	吹田市	0990-50-2499 06-6878-1232	0990-50-2499 06-6878-1232						中毒関係全般	
兵庫県立加古川病院	加古川市加古川町粟津	0794-23-0001	0794-23-0001						テロ指定・東播磨圏災害拠点医療機関	
市立泉佐野病院	泉佐野市りんくう往来北	0724-69-3111	0724-69-3111						特定感染症	
神戸中央市民病院	神戸市中央区港島中町	078-302-4321	078-302-4321						第1・2種感染症・3次	
加古川市民病院	加古川市米田町平津	0794-32-3531	0794-32-3531						第2種感染症	
市立加西病院	加西市北条町横尾	0790-42-2200	0790-42-2200						第2種感染症	
姫路赤十字病院	姫路市下手野	0792-94-2251	0792-94-2251						第2種感染症	
赤穂市民病院	赤穂市中伝	0792-43-3222	0792-43-3222						第2種感染症	
公立豊岡病院	豊岡市立野町	0796-22-6111	0796-22-6111						第2種感染症・3次	
公立八鹿病院	養父郡八鹿町	0796-62-3135	0796-62-3135						第2種感染症	
柏原赤十字病院	氷上郡柏原町	0795-72-0555	0795-72-0555						第2種感染症	
兵庫県立淡路病院	洲本市下加茂	0799-22-1200	0799-22-1200						第2種感染症	

機関名	課・係名・住所	就業時間	就業時間外	備考	イベント	大規模		テロ	感染症	その他
						東	西			
兵庫県立こども病院	神戸市須磨区高倉台	078-732-6961	078-732-6961						3次	
兵庫県立姫路循環器医療センター	姫路市西庄甲	0792-93-3131	0792-93-3131						3次	
県立成人病センター	明石市北王子町13-70	078-929-1151	078-928-9581						市内・テロ指定医療機関	
明石市立市民病院	明石市鷹匠町1-33	078-912-2323	078-912-2323						市内・救告・基幹・指示	
明舞中央病院	明石市松が丘4丁目1-32	078-917-2020	078-917-2020						市内・救告・基幹・指示	
あさざり病院	明石市朝霧台1120-2	078-912-7575	078-912-7575						市内	
石井病院	明石市桜町2-1	078-918-1655	078-918-1655						市内・救告・基幹	
宗野病院	明石市王子2丁目20-20	078-928-9870	078-928-9870						市内・救告・基幹	
あさひ病院	明石市林崎町2丁目1-23	078-924-1111	078-924-1111						市内・救告・基幹	
譜久山病院	明石市西明石北町3丁目1-23	078-927-1514	078-927-1514						市内・救告・基幹	
光明会明石病院	明石市藤江1315	078-923-0877	078-923-0877						市内	
明海病院	明石市藤江201	078-922-8800	078-922-8800						市内	
田畑胃腸病院	明石市大久保町森田111-1	078-936-4511	078-936-4511						市内	
神明病院	明石市大久保町大窪2520	078-935-9000	078-935-9000						市内・基幹	
大久保病院	明石市大久保町大窪2095-1	078-935-2563	078-935-2563						市内・救告・基幹	
明石医療センター	明石市大久保町八木743-33	078-936-1101	078-936-1101						市内・救告・基幹・指示	
大西脳神経外科病院	明石市大久保町江井島1661-1	078-938-1238	078-938-1238						市内・救告	
西江井島病院	明石市大久保町西島653	078-947-5311	078-947-5311						市内・基幹	
野木病院	明石市魚住町長坂寺1003-1	078-947-7272	078-947-7272						市内・救告・基幹	
国仲病院	明石市魚住町錦が丘4丁目12-11	078-947-0555	078-947-0555						市内	

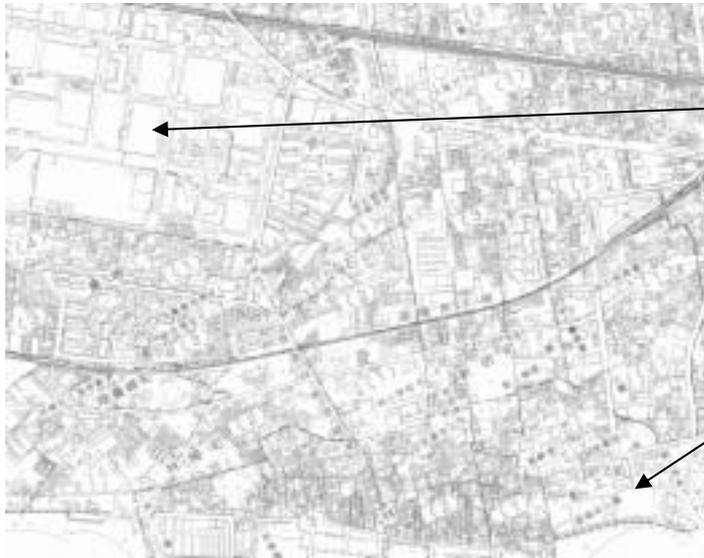
機関名	課・係名・住所	就業時間	就業時間外	備考	イベント	大規模		テロ	感染症	その他
						東	西			
明石同仁病院	明石市魚住町清水2183	078-942-0305	078-942-0305							市内
明石土山病院	明石市魚住町清水2744-30	078-942-1021	078-942-1021							市内
明石回生病院	明石市二見町東二見549-1	078-942-3555	078-942-3555							市内・基幹
神戸市消防局	神戸市中央区加納町6丁目5-1	078-333-0119	078-333-0119							県下代表消防本部
姫路市消防本部	姫路市安田4丁目1	0792-23-0003	0792-23-0003							県下代表消防本部
尼崎市消防本部	尼崎市昭和通2丁目6-75	06-6481-0119	06-6481-0119							県下代表消防本部
加古川市消防本部	加古川市加古川町北在家23-1	0794-24-0119	0794-24-0119							隣接消防本部

(注)

- 1 是関連のある機関をいう。
- 2 市内医療機関のうち 是明石消防から連絡する。それ以外の市内医療機関は、状況に応じて連絡する。
- 3 「ホットライン」とは、メッセージの後、自動的に県災害対策センター等に転送されるシステムをいう。
- 4 是、市内病院の部分である。
- 5 「救告」は、救急告示病院をいう。
- 6 「基幹」は、明石市災害対策本部設置時における地域の医療活動体制の基幹となる病院をいう。
- 7 「指示」は、救急救命士が行う特定行為の指示を行う病院をいう。
- 8 「3次」は3次医療機関をいう。
- 9 「東」「西」は谷八木の東西で区分する。

資料 1

明石市内におけるヘリコプターの離発着の適地（昼間のみ）

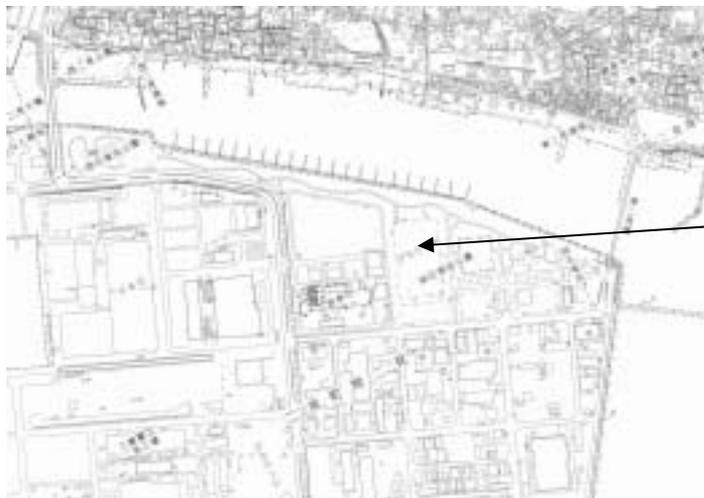


明石川崎ヘリポート

望海浜公園



石ヶ谷公園



明石海浜公園

科 発 第 5 0 9 号
健 総 発 第 7 3 号
健 感 発 第 7 5 号
病 院 政 発 第 1 0 5 号
平 成 1 3 年 1 1 月 1 6 日

各

都道府県
政 令 市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省大臣官房厚生科学課長

健 康 局 総 務 課 長

結核感染症課長

国立病院部政策医療課長

炭疽菌等の汚染のおそれのある場合の対応について

標記については、「炭疽菌等の汚染のおそれのある郵便物等の取扱いについて（平成13年10月18日付、科発第467号、健総発第66号、健感発第61号、厚生労働省大臣官房厚生科学課長、健康局総務課長、結核感染症課長連名通知。以下「検査通知」という。）において、炭疽菌等の汚染のおそれのある郵便物等の取扱方法等に係わる留意事項を示したところである。

今般、内外の文献等を参考にしつつ、炭疽菌等の汚染のおそれのある場所に

居合わせた住民等に対する情報提供、医療機関の確保、炭疽菌の汚染に対する消毒方法等及び化学剤への対応等について下記のとおり整理したので、貴職におかれては別紙資料を参考に適切に対応するとともに、住民や医療機関等に対する周知等をお願いする。

なお、本通知については、警察庁、消防庁及び郵政事業庁と調整済みであることを申し添える。

記

第1 住民等に対する情報提供について

住民等が、実際に炭疽菌等の汚染のおそれのある場所に居合わせた場合の対応方法を別紙1のとおり取りまとめたので、保健所等におかれては、これを参考とし、地域に即した形で具体化して、住民等に対し情報提供願いたい。

第2 医療機関等に対する情報提供について

住民等から不審な郵便物、粉末に関する相談・受診があった場合の医療機関等の対応方法を別紙2のとおり取りまとめたので、医療機関等に対し情報提供願いたい。

第3 保健所等における相談について

住民等から不審な郵便物や粉末に関する連絡が保健所等にあった場合の対応方法を別紙3のとおり取りまとめたので、これに基づいて相談等を実施していただきたい。

第4 医療機関の確保について

既に検査通知でお示ししたとおり、炭疽菌等の汚染のおそれのある郵便物等については、警察等から検査・鑑定への依頼があることが想定されるが、その際に、併せてこれらの感染症に専門的な立場からの対応が可能な医療機関の確保に関する照会があった場合に備えて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく特定感染症指定医療機関、第1種及び第2種感染症指定医療機関並びに国立病院・療養所呼吸器疾患ネットワーク機関並びに国立病院災害医療ネットワーク等機関を別紙4及び別紙5に示したので御活用いただきたい。

第5 検疫所における検査について

空港等におけるテロを想定して、検疫所の検査体制について別紙6のとおり整理したので、空港等所在地を管轄する保健所等にあつては、炭疽菌検査に関して検疫所と十分な情報交換や連絡調整を図っていただきたい。

第6 炭疽菌（特に芽胞）の汚染に対する消毒及び除染方法について

炭疽菌（特に芽胞）の汚染に対する消毒及び除染方法については、世界保健機関（WHO）が作成したガイドライン（WHO Guideline for the Surveillance and Control of Anthrax in Human and Animals 第3版）を我が国の実情等を勘案した形で国立感染症研究所が翻訳してとりまとめた。別紙7にその要旨を添付したので御活用願いたい。

保健所職員等は、一連の検査で炭疽菌等の汚染が確定した場合又は汚染のおそれがある場合に限り、別紙7を参考に消毒を実施していただきたい。また、その場合、炭疽菌等による汚染の規模等の状況に応じて、警察、消防等の関係機関と連携の上、適切に対応願いたい。

第7 化学剤への対応等について

不審な粉末等について地方衛生研究所等において菌検査の結果、菌が不検出であった場合は、さらに化学物質について各都道府県警察科学捜査研究所又は警察庁科学警察研究所において必要に応じて科学的検査・鑑定を実施することとしている。また、化学剤であることが明らかな場合には、当該物質の検査・鑑定については警察が対応するが、これにより物質名等が特定された場合には、警察からの連絡に基づき、その物性・応急措置方法等について消防及び医療機関等の関係機関へ情報提供を行うとともに、必要に応じ、当該物質等にばく露した又はばく露が想定される住民等の健康状況の調査を行うなど、適切に対応願いたい。

第8 その他

上記事項を踏まえ、検査通知の参考1のフロー図を別紙8に変更したので、参考にしていただきたい。

主な変更点は、警察及び地方衛生研究所等の不審な粉末等の検査手順を明確にしたこと、粉末の発見がない場合や本人が気付かずに症状が発現した場合の対応を加えたこと、消防の役割を明示したこと、等である。

住民の皆様へ

生物兵器テロとして炭疽が話題になっていますが、実際、その場に居合わせてしまった場合の対応方法をお知らせします。次のことがらを参考にして冷静に対応してください。

1. パニックにならないこと

炭疽は人から人へと伝染することはありません。また万一、炭疽菌の粉がかかってしまった、あるいは吸い込んでしまったとしても、すぐに発症するわけではなく、適切な治療を早期に受けることで、発症を防ぐことができます。

2. 不審な郵便物等を受け取った場合（未開封）

封を開けずにすぐ警察へ！

- ・ 疑わしい封筒又は小包を振ったり、においを嗅いだり、中身を空けないでください。
- ・ その封筒又は小包は、中身が漏れないように、ビニール袋か他の種類の容器に入れましょう。
- ・ もし容器が手近になれば、その封筒又は小包を、衣服、紙、ゴミ箱など何でもかまいませんので何かで覆い、その覆いはずさないようにしましょう。
- ・ その場所にある扇風機や換気ユニットのスイッチを切りましょう。
- ・ その部屋を離れ、ドアを閉めるか、あるいはその区域に他の人が立ち入らないようにしましょう。
- ・ すぐに手を石鹼と水で洗いましょう。その際、家庭用漂白剤や他の消毒剤を使用してはいけません。
- ・ このことを直ちに地元の警察に通報し、その後の指示を受けてください。
- ・ 疑わしい書簡又は小包が認められた際にその部屋にいた人全てをリストにしましょう。そのリストを警察または保健所に渡してください。

3. 不審な粉が入った封筒を開封してしまった、または不審な粉を浴びてしまった場合

別の部屋へ移動して、すぐ警察へ！

- ・ 粉を掃除しようとしてはいけません。粉を、衣服、紙、ゴミ箱など何でもかまいませんので、直ちに何かで覆いましょう。そしてその覆いはずさないようにしましょう。
- ・ その場所にある扇風機や換気ユニットのスイッチを切りましょう。
- ・ その部屋を離れ、ドアを閉めるか、あるいはその区域に他の人が立ち入らないようにしましょう。
- ・ 汚染が広がるのを防ぐため、まず手を石鹼と水で洗いましょう。その際、家庭用漂白剤や他の消毒剤を使用してはいけません。

- ・粉がかかった衣服はできる限り早く脱ぎ、ビニール袋か、密封できる他の容器に入れましょう。
- ・自宅であれば、そのまま風呂場に行き、石鹸と湯でできる限り早くシャワーを浴びましょう。その後、別の部屋で待機しましょう。
- ・職場等で、すぐにシャワーを浴びることができない場合、別の部屋あるいは区域で待機しましょう。
- ・このことを直ちに地元の警察に通報し、指示を受けてください。
- ・職場等で建物の警備係か管理者がいる場合には、その人達にも知らせましょう。
- ・できれば、その部屋又は場所にいた人、特にその粉に実際に触れた人全てをリストにしましょう。そのリストを、警察または保健所に渡してください。



すぐに医療機関を受診する必要がありますか？

- ・粉が何であるのかを明らかにすることが先決です。そのために、まず警察等へ連絡し、必要な指示を受けるとともに、粉の検査・鑑定をしてもらってください。その結果及びその後の対応については保健所等から連絡しますので、その前に慌てて自分で医療機関に駆け込む必要はありません。

4．屋外で不審な粉を見つけた場合

風上に避難して、すぐ警察へ！

- ・ただちに、その粉から離れるとともに風上に移動してください。
- ・このことを直ちに地元の警察に報告し、その後の指示を受けてください。

5．直接、不審な粉を浴びた、吸い込んだということはないが、近くにいて、とても心配という場合

保健所や警察と相談

- ・その他にも心配なことがあれば、保健所や警察と相談してください。

このほか、厚生労働省ホームページも参考にしてください。

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/0110/h1015-1.html>

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/0110/h1018-5.html>

医療機関等の対応

地域住民から不審な郵便物、粉末に関連した相談・受診があった場合、次のことを参考にして対応して下さるようお願いいたします。

1. パニックにならないよう説明する

炭疽は人から人へと伝染することはない。また万一、炭疽菌に曝されてしまった後でも、すぐに発症するというわけではなく、適切な治療を早期に受けることで、発症を防ぎうることを説明してください。

2. 不審な郵便物等を受け取ったとの相談に対して（未開封の場合）

封を開けずにすぐ警察へ！

- ・当該封筒又は小包を振ったり、においを嗅いだり、中身を空けないようにし、ビニール袋か他の種類の容器に入れることを指示してください。
- ・もし容器が手近にない場合、その場にある物で覆い、その覆いはずさないように指示してください。
- ・部屋の扇風機や換気ユニットのスイッチを切るよう指示してください。
- ・部屋を離れ、ドアを閉め、その区域に人が立ち入らないように指示してください。
- ・すぐに手を石鹸と水で洗うことを指示してください。その際、次亜塩素酸系消毒剤（漂白剤）や他の滅菌剤を使用しないように指示してください。
- ・直ちに警察に連絡するよう指示してください。
- ・現場では、警察や保健所が対応しますので、そちらの指示を受けるよう説明してください。

3. 粉が入った封筒を開封してしまった、または粉を浴びてしまったとの相談に対して

別の部屋へ移動して、すぐ警察へ！

- ・粉を掃除しないこと、粉を何かで覆うことを指示してください。
- ・部屋の扇風機や換気ユニットのスイッチを切るよう指示してください。
- ・部屋を離れ、ドアを閉め、その区域に人が立ち入らないように指示してください。
- ・汚染拡散を防止するため、すぐに手を石鹸と水で洗うことを指示してください。その際、次亜塩素酸系消毒剤（漂白剤）や他の滅菌剤を使用しないように指示してください。

- ・汚染された衣服を脱ぎ、ビニール袋か、密封できる他の容器に入れるよう指示してください。
- ・自宅であれば、石鹸と湯でシャワーを浴びるよう指示してください。
- ・職場、公共場所等であった場合は、別の部屋あるいは区域での待機を指示してください。
- ・直ちに警察に連絡するよう指示してください。
- ・現場では、警察や保健所が対応しますので、そちらの指示を受けるよう説明してください。

➡ 重要：

- ・粉末が何であるのかの分析が先決です。それ以前にあちこち動き回ることによって、万一の場合、汚染を拡大する危険性があります。従って、粉末の検鏡等^(注1)の結果が判明するまでは、前述の適切な対応をとるよう伝え、自己判断で慌てて受診する必要はないことを説得してください。不審な粉末の検査は、まずは警察の依頼を受けて各地の地方衛生研究所等が対応します^(注2)。

4．直接粉を浴びた、または吸い込んだということはないが、周囲にいたので、とても心配という相談に対して

保健所や警察と相談

- ・当該事象が保健所や警察に通報されているかを確認し、通報されていればそちらの指示に従うよう説明してください。通報されていなければ直ちに通報するよう指示し、原則的には第3項に沿って対応してください。

5．実際に来院される(た)場合

[原則となる考え方]

第3項にも示したように、被害にあった方（又はその可能性のある人）は、直ちに警察や保健所に連絡し、粉末の検鏡等の検査結果が判明するまで、現場近くの別の部屋で待機し、あちこち動き回らないようにしなければなりません。つまり、検査の結果が出るまでは、来院を控えてもらった方が良いでしょう。

検鏡等の結果で炭疽菌又はその疑いが強いことが事前に判明している場合には、来院してもらおうこととなりますが、医療従事者や、待合室、病室等が汚染されないよう来院前に準備をします。

事前に全く連絡がないまま、直接来院された場合には、被害にあったときの状況、警察や保健所への連絡の状況、粉末の検鏡等の検査結果等の情報を聴取した上で、速やかに関係機関への連絡、医療従事者や待合室等の汚染の防止等の対応をとることとなります。炭疽菌以外の生物剤、あるいは化学剤による被害が疑われる場合には、必ずしもこれらの原則によらず、適宜来院させ診療していただくこととなります。

(1)事前に電話等による連絡があって来院される場合

粉末の検鏡等の検査の結果が事前に判明しており、炭疽菌あるいはその疑いが強いことが分かっている場合には、次のような対応が必要となります。

患者さんが汚染されたままの場合の対応

- ・ 医師、看護婦等患者に接触する医療従事者はマスク・手袋等を着用してください。
- ・ 状況がはっきりするまで、来院された患者さんは、そのまま、屋外の仮設テントや独立した空調設備を持つ病室（感染症法に基づく感染症病棟・病室でも可）等、一般の外来ではない場所へ誘導して診療してください。
- ・ 診療を開始する前に、患者さんには石けんと水で手を洗ってもらい、さらに脱衣の上、衣服を密封容器に保管してください。

診療に関して

- ・ 厚生労働省のホームページでも「炭疽が疑われる患者の診療のポイント」、「目で見えるバイオテロリズム」、「炭疽に関する医療従事者向けQ & A（仮訳）」について紹介していますので、参考にしてください。

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/0110/h1024-1.html>

<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/anthrax/info.html>（医療機関専用）

- ・ この時点で粉末の検鏡等の検査結果は判明しているはずですが、さらに鼻腔内スワブ検査、胸部X線検査、胸部CT検査、喀痰検査、血液検査、髄液検査等が診断に必要な場合もあります。また、必要に応じて患者さんを適切な医療機関に紹介することもご考慮ください^(注3)。
- ・ 診察の結果、炭疽、又はその疑いが確認された場合は、直ちに保健所、都道府県等に連絡してください。
- ・ 肺炭疽の場合、ヒト-ヒト感染がないため、炭疽又はその疑いが強い場合でも、粉末の付着、飛散の可能性がなくなれば、一般外来、一般病棟で診療可能です。不必要・不正確な対応によって差別、人権侵害等が生ずることのないよう、ご注意ください。

(2)事前に連絡がないまま直接来院された場合

まず最初に次のような点を確認してください。

- ・ 粉末等に遭遇した状況（いつ、どこで、どのように、どの程度等）
- ・ 粉末等に関して、警察や保健所は既に対応しているか？（検鏡等の検査の結果、指示の内容等）

粉末等を持参している場合、衣服に付着しているような場合には、直ちに検鏡等の検査を行うこととなりますが、化学物質等の可能性もあるため、慎重に扱うとともに直ちに警察に通報してください。さらに鼻腔内スワブ検査等が必要な場合もあります。粉末等自体の検査が自院で実施できない場合には、警察や保健所等と協議の上、地方衛生研究所等の検査可能な機関に依頼してください^(注2)。

検査結果が出るまでは、動き回らないよう指示します。必要に応じて屋外の仮設テント、独立した空調設備を持った病室へ誘導して待機させます。

一連の状況聴取、検鏡等の検査の結果、炭疽菌又はその疑いが強い場合には、前述(1)に準じた対応をとってください。

なお、来院されてから、仮設テント等へ誘導するまでの間に、患者さんにより汚染された可能性のある場所や部屋があれば、消毒、閉鎖等の措置が必要になります。消毒方法に関しては別紙7を参考にしてください。

(注1): 検鏡等とは、グラム染色、ギムザ染色、莢膜・芽胞染色による検鏡及び、PCR による確認検査までを含みます。

(注2): 粉末の菌検査について、原則的には地方衛生研究所が実施しますが、対応が困難な場合は、近隣の衛生研究所、国立感染症研究所等が協力して実施することとなります。また、当分の間、一部の検疫所においても支援、協力が得られます(別紙6)。

(注3): 炭疽の場合は、人から人への感染がないため、粉末の飛散等のおそれなくなれば、特別の病室・病院等で対応する必要はありません。しかしながら、感染症について専門的な立場からの対応が必要な場合に備えて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に基づく特定感染症指定医療機関、第1種及び第2種感染症指定医療機関並びに国立病院・療養所呼吸器疾患ネットワーク機関並びに国立病院災害医療ネットワーク等機関を別紙4、別紙5にまとめましたので、参考にしてください。

保健所等窓口での一般相談用

地域住民から不審な郵便物、粉末について連絡があった場合、次のことを参考にしてください。

1. パニックにならないよう説明する

炭疽は人から人へと伝染することはない。また万一、炭疽菌に曝されてしまった後でも、すぐに発症するわけではなく、適切な治療を早期に受けることで、発症を防ぎうることを説明。

2. 不審な郵便物等を受け取ったとの通報に対して（未開封の場合）

封を開けずにすぐ警察へ！

- ・当該封筒又は小包を振ったり、においを嗅いだり、中身を空けないようにし、ビニール袋か他の種類の容器に入れることを指示。
- ・もし容器が手近にない場合、その場にある物で覆い、その覆いはずさないように指示。
- ・部屋の扇風機や換気ユニットのスイッチを切るよう指示。
- ・部屋を離れ、ドアを閉め、その区域に人が立ち入らないように指示。
- ・すぐに手を石鹼と水で洗うことを指示。その際、次亜塩素酸系消毒剤（漂白剤）や他の滅菌剤を使用しないように指示。
- ・警察に連絡済みかを確認し、まだであれば、連絡すること。
- ・現場では、当該者の健康状況を確認するとともに、以後のフォローのため当該者のリストを作成し、都道府県等衛生部局、地方衛生研究所等に正確な情報を提供すること。
- ・警察、消防等の関係機関と連携の上、建物の閉鎖、消毒等について適切な対応を実施すること。小規模な場合（机の上等）は、次亜塩素酸塩で拭き取るなどの処理を実施することとなるが、詳細については、別紙7に示す。
- ・検査の結果を速やかに当該者及び関係機関に連絡する。万一、陽性の場合には当該者に適切な医療機関を紹介し、受診を勧めるとともに、関係機関とその後の対応について協議すること。

3. 不審な粉が入った封筒を開封してしまった、または不審な粉を浴びてしまったとの通報に対して

別の部屋へ移動して、すぐ警察へ！

- ・粉を掃除しないこと、粉を何かで覆うことを指示。
- ・部屋の扇風機や換気ユニットのスイッチを切るよう指示。
- ・部屋を離れ、ドアを閉め、その区域に人が立ち入らないように指示。
- ・汚染拡散を防止するため、すぐに手を石鹼と水で洗うことを指示。その際、次亜塩素酸系消毒剤（漂白剤）や他の滅菌剤を使用しないように指示。
- ・汚染された衣服を脱ぎ、ビニール袋か、密封できる他の容器に入れるよう指示。
- ・自宅であれば、石鹼と湯でシャワーを浴びるよう指示。その後、別の部屋での待機を指示。

- ・職場、公共場所等であった場合は、別の部屋あるいは区域での待機を指示。
- ・警察に連絡済みかを確認し、まだであれば、連絡すること。職場等の場合は建物の警備係か管理者等への連絡も要請する。
- ・現場では、当該者の健康状況を確認するとともに、以後のフォローのため当該者のリストを作成し、都道府県等衛生部局、地方衛生研究所等に正確な情報を提供すること。
- ・警察、消防等の関係機関と連携の上、建物の閉鎖、消毒等について適切な対応を実施すること。小規模な場合は、次亜塩素酸塩で汚染箇所を拭き取るなどの処理を実施することとなるが、詳細については、別紙7に示す。

➡ すぐに医療機関への受診を勧めるべきか？

- ・粉末が何であるのかの分析が先決である。それ以前にあちこち動き回ること、万一の場合、汚染を拡大する危険性がある。従って、粉末の検鏡等^(注)の結果が判明する前に自己判断で慌てて受診する必要はないことを伝える。もちろん検査の結果は速やかに当該者及び関係機関に連絡する。万一、陽性の場合は当該者に適切な医療機関を紹介し、受診を勧めるとともに、関係機関とその後の対応について協議すること。
- ・連絡してきた段階で、明らかな症状が出ている場合には、受診を勧めるとともに、必要に応じて、消防に通報して救急車を要請することを勧める。

(注): 検鏡等とは、各種染色(グラム、ギムザ、莢膜・芽胞)による検鏡及びPCRを指します。

4. 直接、不審な粉を浴びた、または吸い込んだということはないが、近くにいたので、とても心配という問い合わせに対して

粉末の分析結果を基に対応

- ・当該事象の粉の検査結果を確認し、その旨を伝える。陰性ならば全く心配ないことを伝える。
- ・検査がされていない場合
警察に連絡していない場合、直ちに連絡すること。以降第3項に準ずる。
検査は施行したが、結果が出ていない場合は、早期に結果が判明することを説明した上、判明後すぐに連絡する。
- ・分析の結果、万一陽性であった場合は、当該者に連絡、適切な医療機関を紹介するとともに、関係機関に迅速かつ適切に情報を提供し、その後の対応について協議すること。

5. 日頃からやっておくこと(保健所の場合)

- ・厚生労働省のホームページ <http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/j-terr.html>、通知をよく読み、体制を整備しておくこと。
- ・最寄りの医療機関と連携(受け入れ態勢の確認等)をとっておくこと。
- ・地元の警察、消防等の関係機関と連絡を密にし、万一の事態に備えて協議しておくこと。
- ・都道府県本庁と連絡を密にし、万一の事態に備えて協議しておくこと。

当分の間、都道府県本庁を経由して厚生労働省の関係課にもFAX等で事象の経緯を報告すること。

平成13年10月1日現在

感染症指定医療機関指定一覧

特定感染症指定医療機関(1機関)

都道府県名	指定医療機関名	所在地
大阪府	市立泉佐野病院	泉佐野市

第1種感染症指定医療機関(12機関)

都道府県名	指定医療機関名	所在地
山形県	山形県立中央病院	山形市
千葉県	成田赤十字病院	成田市
東京都	都立荏原病院	大田区
東京都	都立墨東病院	墨田区
新潟県	新潟市民病院	新潟市
滋賀県	大津市民病院	大津市
大阪府	大阪市立総合医療センター	大阪市
大阪府	市立堺病院	堺市
大阪府	市立泉佐野病院	泉佐野市
兵庫県	神戸市立中央市民病院	神戸市
熊本県	熊本市立熊本市市民病院	熊本市
福岡県	福岡市立こども病院・感染症センター	福岡市

第2種感染症指定医療機関(286機関)

都道府県名	指定医療機関名	所在地
01北海道	市立函館病院	函館市
01北海道	道立江差病院	江差町
01北海道	市立札幌南ヶ丘診療所	札幌市
01北海道	市立小樽第2病院	小樽市
01北海道	俱知安厚生病院	俱知安町
01北海道	岩見沢市立総合病院	岩見沢市
01北海道	砂川市立病院	砂川市
01北海道	市立室蘭総合病院	室蘭市
01北海道	苫小牧市立総合病院	苫小牧市
01北海道	浦河赤十字病院	浦河町
01北海道	市立旭川病院	旭川市
01北海道	名寄市立病院	名寄市
01北海道	富良野協会病院	富良野市
01北海道	留萌市立総合病院	留萌市
01北海道	市立稚内病院	稚内市
01北海道	北海道立紋別病院	紋別市
01北海道	北見赤十字病院	北見市
01北海道	網走厚生病院	網走市
01北海道	帯広厚生病院	帯広市
01北海道	市立釧路総合病院	釧路市
02青森	八戸市立市民病院	八戸市
02青森	十和田市立中央病院	十和田市

都道府県名	指定医療機関名	所在地
02青 森	下北医療センターむつ総合病院(事務組合立)	むつ市
03岩 手	盛岡市立病院	盛岡市
03岩 手	北上済生会病院	北上市
03岩 手	国保総合水沢病院	水沢市
03岩 手	県立千厩病院	東磐井郡
03岩 手	県立大船渡病院	大船渡市
03岩 手	県立遠野病院	遠野市
03岩 手	県立大槌病院	上閉伊郡大槌町
03岩 手	県立宮古病院	宮古市
03岩 手	県立久慈病院	久慈市
03岩 手	県立一戸病院	二戸郡一戸町
04宮 城	公立刈田総合病院	白石市
04宮 城	仙台市立病院	仙台市
04宮 城	古川市立病院	古川市
04宮 城	石巻赤十字病院	石巻市
04宮 城	公立気仙沼総合病院	気仙沼市
05秋 田	鹿角組合総合病院	鹿角市
05秋 田	大館市立総合病院	大館市
05秋 田	公立米内沢総合病院	北秋田郡森吉町
05秋 田	山本組合総合病院(厚生連)	能代市
05秋 田	秋田組合総合病院	秋田市
05秋 田	由利組合総合病院	本荘市
05秋 田	仙北組合総合病院	大曲市
05秋 田	公立横手病院	横手市
05秋 田	雄勝中央病院	湯沢市
06山 形	県立河北病院	河北町
06山 形	県立新庄病院	新庄市
06山 形	公立置賜総合病院	川西町
06山 形	市立酒田病院	酒田市
07福 島	福島赤十字病院	福島市
07福 島	公立岩瀬病院	須賀川市
07福 島	白河厚生総合病院	白河市
07福 島	県立会津総合病院	会津若松市
07福 島	鹿島厚生病院	相馬郡
07福 島	いわき市立総合磐城共立病院	いわき市
08茨 城	水戸赤十字病院	水戸市
08茨 城	(株)日立製作所日立総合病院	日立市
08茨 城	財団法人鹿島病院	鹿嶋市
08茨 城	土浦協同病院	土浦市
08茨 城	筑波メディカルセンター病院	つくば市
08茨 城	筑波学園病院	つくば市
08茨 城	総合病院取手協同病院	取手市
08茨 城	県西総合病院	岩瀬町
08茨 城	茨城西南医療センター病院	境町
08茨 城	総合病院猿島赤十字病院	総和町
09栃 木	国立栃木病院	宇都宮市
09栃 木	小山市民病院	小山市
09栃 木	大田原赤十字病院	大田原市
10群 馬	前橋赤十字病院	前橋市
10群 馬	桐生厚生総合病院	桐生市

都道府県名	指定医療機関名	所在地
10群 馬	伊勢崎市民病院	伊勢崎市
10群 馬	館林厚生病院	館林市
10群 馬	公立藤岡総合病院	藤岡市
10群 馬	原町赤十字病院	吾妻町
10群 馬	国立沼田病院	沼田市
11埼 玉	浦和市立病院	浦和市
11埼 玉	国立埼玉病院	和光市
11埼 玉	東松山市立市民病院	東松山市
11埼 玉	深谷赤十字病院	深谷市
11埼 玉	厚生連幸手総合病院	幸手市
12千 葉	千葉市立病院	千葉市
12千 葉	浦安市川市民病院	浦安市
12千 葉	社会保険船橋中央病院	船橋市
12千 葉	国保松戸市立病院	松戸市
12千 葉	成田赤十字病院	成田市
12千 葉	総合病院国保旭中央病院	旭市
12千 葉	市原市国保市民病院	市原市
12千 葉	富山町国保病院	富山町
12千 葉	国保直営総合病院君津中央病院	木更津市
13東 京	都立駒込病院	文京区
13東 京	都立墨東病院	墨田区
13東 京	都立荏原病院	大田区
13東 京	都立豊島病院	板橋区
13東 京	武蔵野赤十字病院	武蔵野市
13東 京	公立昭和病院	小平市
13東 京	国家公務員等共済組合連合会立川病院	立川市
13東 京	東京医科大学八王子医療センター	八王子市
13東 京	青梅市立総合病院	青梅市
13東 京	町立八丈病院	八丈島
14神奈川	横浜市立市民病院	横浜市
14神奈川	川崎市立川崎病院	川崎市
14神奈川	横須賀市立市民病院	横須賀市
14神奈川	藤沢市民病院	藤沢市
14神奈川	平塚市民病院	平塚市
14神奈川	県立厚木病院	厚木市
14神奈川	相模原協同病院	相模原市
14神奈川	県立足柄上病院	松田町
15新 潟	県立新発田病院	新発田市
15新 潟	新潟市民病院	新潟市
15新 潟	長岡赤十字病院	長岡市
15新 潟	県立六日町病院	六日町
15新 潟	県立中央病院	上越市
15新 潟	佐渡総合病院	金井町
16富 山	富山市立富山市民病院	富山市
16富 山	高岡市民病院	高岡市
16富 山	黒部市民病院	黒部市
16富 山	市立砺波総合病院	砺波市
17石 川	小松市民病院	小松市
17石 川	金沢市立病院	金沢市
17石 川	公立能登総合病院	七尾市

都道府県名	指定医療機関名	所在地
17石 川	市立輪島病院	輪島市
18福 井	福井県立病院	福井市
18福 井	福井赤十字病院	福井市
18福 井	福井社会保険病院	勝山市
18福 井	公立丹南病院	鯖江市
18福 井	市立敦賀病院	敦賀市
18福 井	公立小浜病院	小浜市
19山 梨	市立甲府病院	甲府市
19山 梨	(財)山梨厚生会山梨厚生病院	山梨市
19山 梨	社会保険鯉沢病院	南巨摩郡
19山 梨	長坂町外2町1ヶ村病院組合立山梨甲陽病院	長坂町
19山 梨	国保富士吉田市立病院	富士吉田市
19山 梨	大月市立中央病院	大月市
20長 野	長野県厚生農業協同組合連合会佐久総合病院	南佐久郡臼田町
20長 野	市立岡谷病院	岡谷市
20長 野	伊那市営伊那中央総合病院	伊那市
20長 野	飯田市立病院	飯田市
20長 野	県立木曽病院	木曽郡木曽福島町
20長 野	波田総合病院	東筑摩郡波田町
20長 野	市立大町総合病院	大町市
20長 野	長野県厚生農業協同組合連合会長野松代総合病院	長野市
20長 野	長野県厚生農業協同組合連合会北信総合病院	中野市
21岐 阜	岐阜赤十字病院	岐阜市
21岐 阜	大垣市民病院	大垣市
21岐 阜	岐阜県厚生農業協同組合連合会総合病院中濃病院	関市
21岐 阜	岐阜県厚生農業協同組合連合会総合病院久美愛病院	高山市
22静 岡	裾野赤十字病院	裾野市
22静 岡	富士市立中央病院	富士市
22静 岡	共立蒲原総合病院	富士川町
22静 岡	市立静岡病院	静岡市
22静 岡	市立島田市民病院	島田市
22静 岡	市立県西部浜松医療センター	浜松市
23愛 知	名古屋市立東市民病院	名古屋市
23愛 知	公立陶生病院	瀬戸市
23愛 知	愛知県立尾張病院	一宮市
23愛 知	春日井市民病院	春日井市
23愛 知	知多厚生病院	美浜町
23愛 知	県立愛知病院	岡崎市
23愛 知	豊田地域医療センター	豊田市
23愛 知	豊橋市民病院	豊橋市
24三 重	市立四日市中央病院	四日市市
24三 重	三重県立総合医療センター	四日市市
24三 重	岡波総合病院	上野市
24三 重	山田赤十字病院	度会郡
24三 重	紀南病院	御浜町
25滋 賀	大津市民病院	大津市
25滋 賀	済生会滋賀県病院	栗東町
25滋 賀	国保病院組合公立甲賀病院	水口町
25滋 賀	近江八幡市民病院	近江八幡市
25滋 賀	財団法人豊郷病院	豊郷町

都道府県名	指定医療機関名	所在地
25滋 賀	長浜赤十字病院	長浜市
25滋 賀	公立高島総合病院	高島町
26京 都	府立与謝の海病院	岩滝町
26京 都	福知山市民病院	福知山市
26京 都	公立南丹病院	八木町
26京 都	京都市立病院	京都市
26京 都	公立山城病院	木津町
27大 阪	市立豊中病院	豊中市
27大 阪	市立枚方市民病院	枚方市
27大 阪	大阪市立総合医療センター	大阪市
27大 阪	市立堺病院	堺市
27大 阪	市立泉佐野病院	泉佐野市
28兵 庫	神戸市立中央市民病院	神戸市
28兵 庫	加古川市民病院	加古川市
28兵 庫	市立加西病院	加西市
28兵 庫	赤穂市民病院	赤穂市
28兵 庫	公立豊岡病院	豊岡市
28兵 庫	公立八鹿病院	八鹿町
28兵 庫	柏原赤十字病院	柏原町
28兵 庫	県立淡路病院	洲本市
29奈 良	大倭病院	奈良市
29奈 良	奈良県立医科大学附属病院	橿原市
30和歌山	和歌山市城南病院	和歌山市
30和歌山	和歌山県立医科大学附属病院紀北分院	かつらぎ町
30和歌山	公立那賀病院	那賀郡打田町
30和歌山	有田市立病院	有田市
30和歌山	国保日高総合病院	御坊市
30和歌山	総合病院新宮市立市民病院	新宮市
31鳥 取	県立中央病院	鳥取市
31鳥 取	県立厚生病院	倉吉市
31鳥 取	済生会境港総合病院	境港市
32島 根	松江市立病院	松江市
32島 根	県立中央病院	出雲市
32島 根	大田市立病院	大田市
32島 根	益田赤十字病院	益田市
33岡 山	岡山市立岡山市民病院	岡山市
33岡 山	倉敷中央病院	倉敷市
33岡 山	津山中央病院	津山市
34広 島	広島市立舟入病院	広島市
34広 島	国立福山病院	福山市
35山 口	社会保険徳山中央病院	徳山市
35山 口	県立中央病院	防府市
35山 口	下関市立中央病院	下関市
35山 口	厚生連長門総合病院	長門市
36徳 島	国立徳島大学医学部附属病院	徳島市
36徳 島	県立海部病院	海部郡牟岐町
36徳 島	県立三好病院	三好郡池田町
37香 川	組合立大川総合病院	大川郡寒川町
37香 川	町立内海病院	小豆郡内海町
37香 川	高松市民病院	高松市

都道府県名	指定医療機関名	所在地
37香 川	組合立三豊総合病院	三豊郡豊浜町
38愛 媛	松山赤十字病院	松山市
38愛 媛	県立中央病院	松山市
38愛 媛	県立伊予三島病院	伊予三島市
38愛 媛	西条中央病院	西条市
38愛 媛	県立新居浜病院	新居浜市
38愛 媛	今治市医師会市民病院	今治市
38愛 媛	市立八幡浜総合病院	八幡浜市
38愛 媛	町立宇和病院	宇和町
38愛 媛	市立宇和島病院	宇和島市
39高 知	高知市立市民病院	高知市
39高 知	高知県立幡多けんみん病院	宿毛市
40福 岡	北九州市立医療センター	北九州市
40福 岡	福岡市立こども病院・感染症センター	福岡市
40福 岡	田川市立病院	田川市
40福 岡	久留米大学病院	久留米市
41佐 賀	佐賀県立病院好生館	佐賀市
41佐 賀	国立療養所東佐賀病院	中原町
41佐 賀	唐津赤十字病院	唐津市
41佐 賀	伊万里市立市民病院	伊万里市
41佐 賀	国立嬉野病院	嬉野町
42長 崎	長崎市立成人病センター	長崎市
42長 崎	佐世保市立総合病院	佐世保市
42長 崎	大村市立病院	大村市
42長 崎	長崎県離島医療圏組合五島中央病院	福江市
42長 崎	長崎県離島医療圏組合上五島病院	上五島町
42長 崎	長崎県離島医療圏組合中対馬病院	美津島町
42長 崎	壱岐広域圏町村組合壱岐公立病院	郷ノ浦町
43熊 本	熊本市立熊本市市民病院	熊本市
43熊 本	荒尾市立荒尾市民病院	荒尾市
43熊 本	山鹿市立病院	山鹿市
43熊 本	阿蘇町立阿蘇中央病院	阿蘇町
43熊 本	水俣市立総合医療センター	水俣市
43熊 本	健康保険人吉総合病院	人吉市
43熊 本	菊池郡市医師会立病院	菊池市
43熊 本	健康保険八代総合病院	八代市
43熊 本	健康保険天草中央総合病院	本渡市
44大 分	東国東広域国保総合病院	安岐町
44大 分	大分県立病院	大分市
44大 分	臼杵医師会立コリス病院	臼杵市
44大 分	健康保険南海病院	佐伯市
44大 分	緒方町国保総合病院	緒方町
44大 分	大分県済生会日田病院	日田市
44大 分	厚生連鶴見病院	別府市
44大 分	宇佐高田医師会病院	宇佐市
45宮 崎	県立宮崎病院	宮崎市
45宮 崎	県立日南病院	日南市
45宮 崎	八日会藤元早鈴病院	都城市
45宮 崎	小林市立市民病院	小林市
45宮 崎	都農町国保病院	都農町

都道府県名	指定医療機関名	所在地
45宮 崎	済生会日向病院	門川町
45宮 崎	県立延岡病院	延岡市
46鹿児島	鹿児島市立病院	鹿児島市
46鹿児島	国立指宿病院	指宿町
46鹿児島	県立薩南病院	加世田市
46鹿児島	出水市立病院	出水市
46鹿児島	隼人町立医師会医療センター	隼人市
46鹿児島	県立大島病院	名瀬市
47沖 縄	県立北部病院	名護市
47沖 縄	県立中部病院	具志川市
47沖 縄	県立那覇病院	那覇市
47沖 縄	県立南部病院	糸満市
47沖 縄	県立宮古病院	平良市
47沖 縄	県立八重山病院	石垣市

平成13年10月1日現在

国立病院・療養所呼吸器疾患ネットワーク機関(54施設)

都道府県名	医療機関名	所在地
01北海道	国立療養所道北病院	旭川市
01北海道	国立療養所札幌南病院	札幌市
01北海道	国立療養所帯広病院	帯広市
01北海道	国立函館病院	函館市
02青森	国立療養所青森病院	青森市
03岩手	国立療養所盛岡病院	盛岡市
04宮城	国立療養所宮城病院	亶理郡山元町
05秋田	国立療養所道川病院	由利郡岩城町
06山形	国立療養所山形病院	山形市
07福島	国立療養所福島病院	須賀川市
08茨城	国立療養所晴嵐荘病院	那珂郡東海村
09栃木	国立療養所東宇都宮病院	河内郡河内町
10群馬	国立療養所西群馬病院	渋川市
11埼玉	国立療養所東埼玉病院	蓮田市
12千葉	国立療養所千葉東病院	千葉市
13東京	国立国際医療センター	新宿区
13東京	国立療養所東京病院	清瀬市
14神奈川	国立療養所南横浜病院	横浜市
14神奈川	国立療養所神奈川病院	秦野市
15新潟	国立療養所西新潟中央病院	新潟市
16富山	国立療養所富山病院	婦負郡婦中町
17石川	国立療養所七尾病院	七尾市
18福井	国立療養所敦賀病院	敦賀市
19山梨	国立療養所西甲府病院	甲府市
20長野	国立療養所中信松本病院	松本市
21岐阜	国立療養所岐阜病院	岐阜市
22静岡	国立療養所天竜病院	浜北市
23愛知	国立療養所東名古屋病院	名古屋市
24三重	国立三重中央病院	久居市
25滋賀	国立滋賀病院	八日市市
26京都	国立療養所南京都病院	城陽市
27大阪	国立療養所刀根山病院	豊中市
27大阪	国立療養所近畿中央病院	堺市
28兵庫	国立療養所兵庫中央病院	三田市
29奈良	国立療養所西奈良病院	奈良市
30和歌山	国立療養所和歌山病院	日高郡美浜町
31鳥取	国立療養所西鳥取病院	鳥取市
32島根	国立療養所松江病院	松江市
33岡山	国立療養所南岡山病院	都窪郡早島町
34広島	国立療養所広島病院	広島市
35山口	国立療養所山陽病院	宇部市
36徳島	国立療養所東徳島病院	板野郡板野町
37香川	国立療養所高松病院	高松市
38愛媛	国立療養所愛媛病院	温泉郡重信町
39高知	国立高知病院	高知市
40福岡	国立療養所福岡東病院	古賀市
40福岡	国立療養所大牟田病院	大牟田市
41佐賀	国立療養所東佐賀病院	三養基郡中原町
42長崎	国立療養所川棚病院	東彼杵郡川棚町
43熊本	国立療養所熊本南病院	下益城郡松橋町
44大分	国立療養所西別府病院	別府市
45宮崎	国立療養所宮崎東病院	宮崎市
46鹿児島	国立療養所南九州病院	姶良郡加治木町
47沖縄	国立療養所沖縄病院	宜野湾市

国立病院災害医療ネットワーク等機関(20機関)

都道府県名	医療機関名	所在地
北海道	国立札幌病院	札幌市
宮城県	国立仙台病院	仙台市
茨城県	国立水戸病院	水戸市
栃木県	国立栃木病院	宇都宮市
群馬県	国立高崎病院	高崎市
群馬県	国立沼田病院	沼田市
東京都	国立病院東京災害医療センター	立川市
東京都	国立国際医療センター	新宿区
東京都	国立病院東京医療センター	目黒区
神奈川県	国立横浜病院	横浜市
長野県	国立長野病院	上田市
愛知県	国立名古屋病院	名古屋市
石川県	国立金沢病院	金沢市
京都府	国立京都病院	京都市
大阪府	国立大阪病院	大阪市
広島県	国立病院呉医療センター	呉市
山口県	国立岩国病院	岩国市
香川県	国立善通寺病院	善通寺市
福岡県	国立病院九州医療センター	福岡市
長崎県	国立病院長崎医療センター	大村市

検疫所における炭疽菌検査について

都道府県名	検査実施検疫所	グラム染色・芽胞染色	及び鏡	PCR	菌分離・同定	検査対応	連絡先
北海道	小樽検疫所				×	事前連絡(平日対応)	0134(23)4162
宮城県	仙台検疫所				×	事前連絡	022(367)8101
千葉県	成田空港検疫所				×	事前連絡	0476(34)2310
東京都	東京検疫所				×	事前連絡(平日対応)	03(3599)1511
神奈川県	横浜検疫所 輸入食品・検疫検査センター				×	事前連絡	045(201)4458
新潟県	新潟検疫所				×	事前連絡(平日対応)	025(241)2323
愛知県	名古屋検疫所				×	事前連絡(平日対応)	052(661)4131
	名古屋空港検疫所支所				×	事前連絡(平日対応)	0568(28)2524
大阪府	大阪検疫所				×	事前連絡(平日対応)	06(6571)3521
兵庫県	神戸検疫所 輸入食品・検疫検査センター				×	事前連絡(平日対応)	078(672)9651
広島県	広島検疫所				×	事前連絡(平日対応)	082(251)4785
福岡県	福岡検疫所				×	事前連絡(平日対応)	092(291)4092
	福岡空港検疫所支所				×	事前連絡	092(477)0208
沖縄県	那覇検疫所				×	事前連絡(平日対応)	098(868)8037

注1) 仙台、成田、横浜、神戸、福岡の各検疫所においては、検査は11月12日から実施するが、これ以外の検疫所では、11月24日からの実施とする。

注2) 検査対応は、平日対応としている検疫所は9時から17時、その他は土日、夜間の対応も可能であるが、事前の連絡が必要。

(別紙 7)

米国において生物テロとして炭疽が問題となっていますが、その消毒方法については、世界保健機関(WHO)が作成したガイドライン(Guidelines for the Surveillance and Control of Anthrax in Human and Animals.3rd edition. WHO/EMC/ZDI/98.6:WHO ホームページ http://www.who.int/emc-documents/zoonoses/docs/whoemczdi986_nofigs.htmlで入手可能)が参考になります。次に示すものは、国立感染症研究所において、その内容を抜粋要約(2 - 2 及び 2 - 3)した上で、一部加筆(1 , 2 - 1 及び 3)したものです。

なお、この内容が直ちに厚生労働省の見解ではないことにご注意頂くとともに、実際の利用に当たっては、必ず原典を参照下さい。

また、以下に示す方法は、炭疽菌が撒布され汚染された施設等の消毒方法を示したものです。肺炭疽においては、炭疽菌に感染した者や感染のおそれのある者から汚染が拡大することはないため、それらの者がいたというだけでは、原則的にその場所を消毒する必要はありません。従って、例えば医療機関等にそれらの者が来院したというだけで必ず院内を消毒しなければならないものではありません。ただし、不審な粉末等が衣服に付着したまま等で来院され、粉末の検査の結果、炭疽菌であることが判明した場合等は、汚染の可能性のある場所を消毒する必要があります。その場合は、以下の消毒方法を参考に専門家、医療機関と相談しながら適切に対応下さい。

炭疽菌（特に芽胞）の汚染に対する消毒及び除染方法 （抜粋）

1 「すぐ消毒」と考える前に

消毒剤は人体に有害であったり、器物を変性・破損させたりする場合もあるため、慌てて不必要な消毒をすることは避けるべきである。まず、次の内容に留意し、冷静に対処すること。

(1) 不審な粉末の飛散を防ぐ

- ・封筒等に入っている場合は、振ったり、中身を空けたりせずにそのまま密封できる容器に収納する。
- ・不審な粉末が既に床等に飛び散っている場合は、当該箇所を飛散防止のためタオル、シーツ、ペーパータオル等で覆う。
- ・粉末のあった部屋の扇風機や換気ユニットを停止する。可能であれば建物等の空調設備を停止する。
- ・粉末のあった部屋のドア、窓を閉め、立ち入らないようにする。

(2) 検査結果について

- ・ 基本的検査（検鏡による）は、数時間で終了する。この時点で炭疽菌か否か（グラム陽性桿菌で、莢膜あるいは芽胞があるかどうか）、大方の結果が判明するので、これをもとに消毒の必要性、方法を検討する。さらに PCR 検査で陽性であった場合には、消毒は必須となる。
- ・ 以下、汚染の規模に応じて、2 - 1 ~ 2 - 3 の消毒を行う。
- ・ なお、汚染が 2 - 1 又は 2 - 2 で想定しているよりはるかに狭い範囲、例えば粉末が机上のみに限局している場合には、先述の飛散防止のために覆ったタオル等の上から、次亜塩素酸塩等の消毒液をこのタオル等が十分に濡れる程度に噴霧し、1 時間程度放置した後に拭き取る。それでも不十分な場合は、さらに 2 - 1、2 - 2 の方法を参考に適宜消毒を行う。

検鏡により陰性であっても、その後の PCR、培養検査等にて陽性と判明することが稀にあるので注意が必要。

2 1 炭疽菌の消毒方法（炭疽菌に汚染されている又は汚染が疑われる場合）

次亜塩素酸塩は有効塩素濃度約 10% 程度（100,000ppm）の溶液として市販されている。従って、通常はこれを 10 倍に希釈した有効塩素濃度が 10,000ppm の溶液（1% 溶液）を用いる。家庭用漂白剤は 5% 次亜塩素酸塩溶液なので、これを 10 倍に希釈した 0.5% 溶液でも芽胞に有効であるとされている。次亜塩素酸塩を使用する際には以下の点に注意を要する。

- ・ 極めて不安定であり、少なくとも 1 週間ごとに希釈液は交換する必要がある。
- ・ 金属や皮に対して腐食性が強い。
- ・ 木材、土壌、生体材料などの有機物には効力が急激に落ちる。

(1) 試料毎の消毒方法の例

- ・ ピペット、ハサミ、スプーンなど：10,000ppm の有効塩素濃度液に一晩浸潤させ、翌日オートクレーブ（121、20分）する。
- ・ 実験台：10,000ppm の有効塩素濃度液で充分表面を拭く。木製の場合は塩素が効きにくいので、初めからコーティングした実験台の設置が望ましい。
- ・ 衣服などに芽胞液が付着した場合：直ちに脱ぎ、焼却若しくはオートクレーブし、又はホルムアルデヒドで燻蒸を行う。
- ・ 皮膚や目への芽胞液やスプレーの付着：皮膚の場合は、石けんと水で十分に洗浄すること。次亜塩素酸塩等の消毒薬の使用は勧められない。速やかに医師の診察を受け、1 週間は経過を観察する。眼の場合：多量の水または生理食塩水で洗浄する。

(2) 実験室内で汚染物をこぼしたり飛散させたりした場合の消毒法

新鮮培養の場合はあまり芽胞が存在していないので、1%次亜塩素酸塩溶液を注ぎ5分間ほど放置した後、芽胞を含む培養の場合は1時間ほど放置した後に拭き取る。あるいは汚染物がこぼれた場所を吸収剤で覆い、消毒剤を染み込ませることもできる。この場合は次亜塩素酸塩より、他の消毒剤の使用が好ましいが、状況によって判断する。英国のゲストメディカル社(www.guest-medical.co.uk)から、顆粒状にした HAZ-TAB という消毒薬が市販されている。

2 - 2 炭疽菌の消毒方法 (炭疽菌に汚染されており、汚染が限局している場合：室内や車両の床表面などの消毒)

芽胞を効率良く消毒することは極めて困難であることを念頭において、以下の操作を行う。

前処置；1.0 m² 当たり 1~1.5 リッターの 10 % ホルムアルデヒド (約 30 % ホルマリン) または 4% グルタルアルデヒド (pH 8.0-8.5) を注ぎ、2 時間 放置する。 高圧クリーナーを使用する際は、汚染の拡散を防ぐために圧力は 10 bar を超えないようする。

洗浄；たっぶりの湯で表面を十分に洗い、表面に残った水分を除去した後、完全に乾燥させる。この際、顔や手足を露出しないような防御服を着用すべきである。洗浄は表面が元の色や姿に戻り、洗浄液が透明になるまで行う必要がある。

最終消毒：部屋を閉め切り、1.0 m² 当たり 0.4 リッターの 10 % ホルムアルデヒド (約 30%ホルマリン)、4% グルタルアルデヒド (pH 8.0-8.5)、3% 過酸化水素水 (ただし、血液存在下では無効)、または 1%過酢酸 (ただし、血液存在下では無効) を注ぎ 2 時間作用させる。ホルムアルデヒド、過酸化水素水、過酢酸の場合は最低 1 時間以上の処理を 2 回行う。ホルムアルデヒドやグルタルアルデヒドの処理を行うに当たっては、室温は 10 以上でなければならない。処理後、部屋を十分に換気する。

2 - 3 炭疽菌の消毒方法 (炭疽菌に汚染され、かつ汚染が広域に拡大している場合：室内、車両内などの閉鎖空間の消毒)

この場合、ホルマリンによる燻蒸を行う。

粉末のあった部屋をテープ等で完全に密閉し、ドア又は窓に「ホルマリン燻蒸中」と明示して警告しておく。

25-30m³ までの室内では 400ml の濃縮ホルマリン (37% w/v ホルムアルデヒド) を水で 4 リットルとし、電気ポット (タイマー付き) で沸騰させる。室温は 15 以上に保ち、一晩放置する。この際に、室内に *B. subtilis var glogibii*

(NCTC 10073) 或いは B. cereus (ATCC 12826) のいずれかの芽胞溶液を染み込ませて乾燥させた濾紙を噴霧器から離し部屋の数ヶ所に置けば燻蒸の効果判定に役立つ。

燻蒸後、部屋の換気を十分実施する(ホルマリン濃度が 2ppm 以下になるかホルマリン臭がしなくなるまで)。この際関係者は防毒マスクを着用し、また、関係者以外が近寄らないようにする。

芽胞が完全に死滅したかを確認するために、指標となる芽胞の培養を行う。即ち、で室内に放置した芽胞を染み込ませた濾紙を 0.1% ヒスチジンを含む寒天培地上で 37℃ 一晚培養し、菌が増殖してこなければ滅菌が成功したと言える。ホルマリン燻蒸は危険な作業であるので、専門の業者に相談するとよい。

3 消毒剤の使用に際しての注意事項

(1) 消毒作業は、全面マスク、防護服(フード付きつなぎ服等)、ゴム手袋、ゴム長靴等の『安全具』を着用すること。

(2) 消毒剤によっては器具や施設等への腐食等の作用があり、あらかじめ施設等の所有者にその旨を説明すること。また、各消毒剤の健康影響についても十分に留意すること。

・次亜塩素酸ナトリウム

腐食性 : ほとんどの金属類、繊維類が腐食される。ステンレスをはじめとする金属に対して腐食性が強く、特に 0.5% 以上の濃度では強力に作用する。

健康影響 : 長期にわたり皮膚に接触する場合、刺激により皮膚炎、湿疹を生じる。

・ホルムアルデヒド

腐食性 : ほとんどの材質に対して腐食性はない。水分による電気製品などへの影響がある。

健康影響 : ホルムアルデヒドは、発がん物質の 2A に分類されている。感作性物質であり、再度の暴露でアレルギーが発症することがある。環境許容濃度が指定されている。

皮膚に対して刺激性があり、発疹や掻痒感などの症状が出ることもある。

消毒したものにホルムアルデヒドが吸着される。

吸入を避け、眼や皮膚に接触しないように安全具を着用して使用する。

多量に噴霧する場合は防毒マスクを着用する。

・グルタルアルデヒド

腐食性 : ほとんどの材質に対して腐食性はない。水分による電気製品などへの影響がでる。

健康影響 : 変異原性物質に指定されている。
感作性物質であり、アレルギー症状により窒息を起こすことがある。
眼や呼吸器の粘膜を刺激する。
皮膚に付着すると硬化し、発疹や発赤などの過敏症状を起こすことがある。
吸入を避け、眼や皮膚に接触しないように安全具を着用して使用する。多量に噴霧する際には、防毒マスクを着用する。

・過酸化水素

腐食性 : 鉄、銅、真ちゅうなど一部の金属に対して腐食性がある。
有効成分による影響の他、水分による電気製品への影響も考えられる。

健康影響 : 3%溶液は、毒性や刺激性は比較的低い
高濃度では、皮膚に刺激性があり、白色化する。
吸入を避け、眼や皮膚に接触しないように安全具を着用して使用する。
環境では容易に分解され、実質的に無毒化される。

・過酢酸

腐食性 : 鉄、銅、真ちゅうなど一部の金属に対して腐食性がある。
有効成分による影響の他、水分による電気製品などへの影響も考えられる。

健康影響 : 高濃度では、酢酸様の刺激臭が強く、眼や呼吸器を刺激するが希釈液では刺激臭は弱い。
高濃度では、皮膚に刺激性があり、白色化することもあるが、希釈液ではほとんど刺激性はない。
吸入を避け、眼や皮膚に接触しないように安全具を着用して使用する。
環境では容易に分解され、実質的に無毒化される。

資料 3

感染症の定義・類型

	疾病名等	性格	主な対応・措置
第一類感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・エボラ出血熱 ・クリミア・コンゴ出血熱 ・ペスト ・マールブルグ病 ・ラッサ熱 	<p>感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な視点からみた危険性が極めて高い感染症</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、入院。 ・消毒等の対物措置 ・治癒するまで、特定職業への就業制限 ・(例外的に、建物への措置、通行制限等の措置も適用対象とする。)
第二类感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・急性灰白髄炎(ポリオ) ・コレラ ・細菌性赤痢 ・ジフテリア ・腸チフス ・パラチフス 	<p>感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な視点からみた危険性が高い感染症</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、入院。 ・消毒等の対物措置 ・治癒するまで、特定職業への就業制限
第三類感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・腸管出血性大腸菌感染症 	<p>感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な視点からみた危険性が高くないが、特定の職業(食品を取り扱うような職業)への就業によって感染症の集団発生を起し得る感染症</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・治癒するまで、特定職業への就業制限 ・消毒等の対物措置
第四類感染症	<ul style="list-style-type: none"> (全数把握感染症) ・急性ウイルス性肝炎 ・梅毒 など (定点把握感染症) ・インフルエンザ ・手足口病 など 	<p>国が感染症発生動向調査を行い、その結果などに基づいて必要な情報を一般国民や医療関係者に提供・公開していくことによって、発生・拡大を防止すべき感染症</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症発生動向状況の収集 ・分析 ・結果の公開、公表
指定感染症	<p>政令で1年間に指定された感染症</p> <p>(現在、指定なし)</p>	<p>既知の感染症の中で、一類から三類に分類されない感染症において、一類から三類に準じた対応の必要が生じた感染症(政令で指定、1年間)</p>	<p>厚生労働大臣が、厚生科学審議会の意見を聞いた上で、一類から三類に準じた入院対応や消毒等の対物処置を実施。(内容は政令で規定される。)</p>
新感染症	<p>生命及び健康に重大な影響を与える新たな感染症発生にも対応できるよう定められたもの</p>	<p>人から人に伝染すると認められる疾病であって、既知の感染症と症状等が明らかに異なり、罹患した場合の症状の程度が重篤であり、かつ、まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる感染症</p>	<p>当初の対応としては、都道府県知事が厚生労働大臣の技術的指導・助言を得て、個別に対応。</p> <p>政令で症状等の要件指定が指定された後は、一類感染症とみなし、全部又は一部の規定を適用。</p>

資料 4

本計画策定に際して参考とした計画等

- 1 明石市地域防災計画（風水害等対策編 平成14年度修正）
- 2 NBC テロ対処現地関係機関連携モデルについて
 - (1) 通知年月日：平成13年11月27日付、総行自第137号
 - (2) 作成機関：総務省自治行政局自治政策課・総務省消防庁救急救助課
- 3 感染症予防のための施策の実施に関する計画（兵庫県感染症予防計画）
 - (1) 作成年月日：平成14年6月
 - (2) 作成機関：兵庫県立健康環境科学研究所
- 4 第32回明石市民夏まつりにおける花火大会事故調査報告書
 - (1) 作成年月日：平成14年1月
 - (2) 作成機関：明石市民夏まつり事故調査委員会

(災害・救急医療専門委員会経緯)

第1回	災害・救急医療専門委員会	平成14年	7月15日
第2回	災害・救急医療専門委員会	平成14年	9月24日
第3回	災害・救急医療専門委員会	平成14年	11月5日
第4回	災害・救急医療専門委員会	平成14年	12月20日

(災害・救急医療専門委員会名簿)

役職等	委員名
明石市医師会副会長	日下孝明
明石市立市民病院副院長	上藤哲郎
明舞中央病院副院長	山下修一
明石医療センター副院長	澤井繁明
明石市医師会事務局	吉岡泰毅
兵庫県明石警察署警備課長	藤井征敬
兵庫県明石健康福祉事務所業務調整担当主幹	岸本政行
明石市健康福祉部健康推進課長	掃部慶一
明石市健康福祉部健康推進課予防係長	岸高志
明石市消防本部警防課副課長兼消防係長	三浦義博
明石市消防本部警防課救急救助係長	山本徹

事務局：明石市消防本部警防課
明石市健康福祉部健康推進課
明石市総務部防災安全課